

「女性活躍加速のための重点方針2016」に基づく平成29年度予算概算要求等について（総括表）

男女共同参画会議 第4回重点方針専門調査会	参考資料 2
平成28年9月16日	

項目		重点方針2016該当箇所			該当施策名		施策の背景・目的		施策の概要		政策手段								担当府 省庁	通し番 号		
											関係予算				法令・制 度改正	税制改 正要望	機構定 員要求	その他				
											28年度当初予算 （千円）	28年度一次補 正予算（千円）	28年度二次補 正予算（千円）	29年度予算要求 （千円）								
Ⅰ. あらゆる分野における女性の活躍																						
1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革																						
(1) 非正規雇用の女性の待遇改善																						
I		1	(1)	①	非正規雇用労働者の待遇改善支援事業（仮称）	平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「女性や若者などの多様で柔軟な働き方の選択を広げるためには、我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は、待ったなしの重要課題である。我が国の非正規雇用労働者については、例えば、女性では、結婚・子育てなどもあり、30代半ば以降、自ら非正規雇用を選択している人が多いことが労働力調査から確認できるほか、パートタイム労働者の賃金水準は、欧州諸国においては正規労働者に比べ2割低い状況であるが、我が国では4割低くなっている。再チャレンジ可能な社会をつくるためにも、正規か、非正規かといった雇用の形態にかかわらずに均等・均衡待遇を確保する。そして、同一労働同一賃金の実現に踏み込む。」とされている。	「非正規雇用労働者待遇改善支援センター（仮称）（※）」を設置し、 ・労務管理の専門家を常駐させ、電話相談に応じる ・労務管理の専門家が直接事業所を訪問したうえで、待遇改善に向けた改善計画を策定するなどのコンサルティングを行う ・各地域でシンポジウムを実施する といった取組を行うことを予定している。 ※民間事業者への委託により、47都道府県に設置。	-	-	-	1,052,471	-	-	-	-	厚生労働省	1					
I		1	(1)	①	① 女性の多様で柔軟な働き方の選択を広げるべく、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を更に徹底していく必要があり、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、同一労働同一賃金の実現を目指す。 また、「正社員転換・待遇改善実現プラン」を踏まえ、非正規雇用労働者として働いている女性の正社員転換・待遇改善を強力に推進する。	非正規雇用で働く方のうち、約8割は多様な働き方として非正規雇用を自ら選択している。しかし、不本意ながら非正規雇用で働く方がいるのも事実であり、正社員を希望する方々については正社員転換を推進するとともに、非正規雇用を選択する方々について待遇改善を進めることが重要である。	事業所内に、有期契約労働者等の雇用管理の改善を行う「キャリアアップ管理者」を配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、いわゆる非正規雇用労働者のキャリアアップを行った場合に助成金を支給する（正社員化コース、人材育成コース、処遇改善コースの3つに分かれている）。 ※28年度補正予算（案）については、今年8月2日に閣議決定した経済対策を踏まえ、中小企業が3％以上増加改定した場合の加算措置を創設している。 ※29年度概算要求においては、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を一層進めるため、 ① 有期契約労働者等を多様な正社員に転換した場合であっても、正規雇用労働者に転換した場合と同じ助成額とする制度改正 ② 有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を導入・適用した場合の助成制度の創設などを行うこととしている。	41,045,208 の内数	-	-	63,067,920 の内数	-	-	○	-	厚生労働省	2					
I		1	(1)	①	パートタイム労働対策の推進	パートタイム労働者は雇用労働者全体の約3割を占め、基幹的な働き方をする者も増加しており、我が国の経済に果たす役割の重要性も増大している。パートタイム労働は就業時間に制約のある者が従事しやすく、自らその働き方を選択している者も多い一方で、現状では待遇が働きや貢献に見合っていない場合もあり、均等・均衡待遇の一層の確保が求められる。また、非自発的にパートタイム労働に就く者も存在することから、パートタイム労働者の希望に応じて、正社員への転換も含むキャリアアップが図られることが必要である。 本施策では、パートタイム労働者を雇用する事業主等に対し、均等・均衡待遇の確保、パートタイム労働者の希望に応じた正社員への転換及びキャリアアップの一層の推進を図るための取組を実施する。	・パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を推進するとともに、正社員転換推進の措置を徹底するため、パートタイム労働法の周知・指導等により、同法の着実な履行確保を図る。 ・パートタイム労働者と正社員の均衡の取れた賃金決定を促進するため、職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を行う。また、パートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を表彰し、その取組を広く発信するとともに、人事評価等の制度整備に取り組む事業主を支援する。	691,642	-	-	771,902	-	-	-	-	厚生労働省	3					
(2) 長時間労働の削減																						
I		1	(2)	①	① 中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率（50％以上）の適用猶予の廃止や年次有給休暇の取得促進等を内容とする労働基準法等の改正案の早期成立を図るとともに、法定労働条件の履行確保のための監督指導体制を充実強化する。また、企業における時間外労働の実績等の労働時間の実態や長時間労働は正に向けた具体的な取組などに関する情報公開の在り方について検討するとともに、労働時間等設定改善指針の改正の状況や労使の意見を踏まえ、必要に応じて休息時間（勤務間インターバル）規制の導入、年次有給休暇等の連続取得等を可能とする職場環境整備、時間当たりの成果を評価する制度の普及に向けた取組等、長時間労働の削減に向けた更なる取組を検討する。また、時間外労働規制の在り方について再検討を行う。	長時間労働の削減	女性を含めたすべての労働者が、子育て、介護、自己啓発、地域社会への貢献などの生活と仕事との調和を図りつつ、その意欲や能力を十分発揮できるようにし、更なる労働参加と生産性の向上を図る。	①労働基準法等の改正案の成立 第189回通常国会に提出し、現在、継続審議となっている「労働基準法等の一部を改正する法律案」が成立した場合、下位法令の検討を労働政策審議会で速やかに行うとともに、法の円滑な施行に向けて事業主等に対する周知を行う。 ②法定労働条件の履行確保のための監督指導体制の充実強化 月80時間を超える残業が疑われる全ての事業場に対する監督指導の強化等により、法規制の執行強化を図る。 ③労働時間等設定改善指針の改正・長時間労働の削減に向けた更なる取組の検討 ・時間当たりの成果を評価する制度を盛り込んだ「労働基準法等の一部を改正する法律案」が成立した場合、当該制度の周知も含めた法の円滑な施行に向けて事業主等に対する周知を行う。 ・時間外労働の規制については、「ニッポン一億総活躍プラン」における「36協定」における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する」旨の方針を踏まえ、有識者による検討会を開催する。また、今後、「働き方改革実現会議」においても長時間労働は正について議論されるものと承知しており、我が国の長時間労働を変えていけるよう、関係省庁と連携して取り組む。 ・「ニッポン一億総活躍プラン」における「勤務間インターバルの導入の自発的導入を促進するため、専門的な知識やノウハウを活用した助言・指導、こうした制度を積極的に導入しようとする企業に対する新たな支援策を展開する」とされたところであり、勤務間インターバルを導入する中小企業への支援等を行う。 ・10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィークなどの連続休暇を取得しやすい時期に年次有給休暇取得の集中的な広報を行うとともに、地域において、関係労使、地方公共団体等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得等を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の気運を醸成する。	1,967,379	-	33,943	2,131,294	-	-	-	-	厚生労働省	4				
(3) 場所の制約を受けない多様な働き方の推進																						
I		1	(3)	①	(参考) 国家公務員テレワーク取組状況等調査の実施	(参考) 多様で柔軟な働き方が選択できる社会、女性の活躍推進とその前提になるワークライフバランスの実現を図るため、その前提となるテレワークを社会全体へと波及させる観点から、国家公務員自らが率先してテレワーク導入に取り組む必要があり、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」（平成27年1月21日）により、各府省庁のテレワーク推進体制の整備がされたところ。	(参考) 「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づき、府省庁におけるテレワーク取組状況の実態調査（各府省庁の推進計画のフォローアップも含む）を実施し、取組事例とともにその結果を公表。	-	-	-	-	-	-	-	(参考) 国家公務員テレワーク取組状況等調査（「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づく各府省等で策定しているテレワーク推進計画のフォローアップも含む）	内閣官房	5					

項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							担当府 省庁	通し番 号	
								関係予算				法令・制 度改正	税制改 正要望	機構定 員要求			その他
								28年度当初予算 (千円)	28年度一次補 正予算(千円)	28年度二次補 正予算(千円)	29年度予算要求 (千円)						
I	1	(3)	①	① ICT技術を活用したテレワーク等により、官民共にこれまで以上に柔軟で多様な働き方の促進を図る。サテライトオフィスの整備の拡大や昨年度までに行ったテレワークモデルの実証結果を踏まえた、テレワークモデルの構築及びその成果の普及等を通じテレワークを導入する企業を支援するとともに、地方創生の観点も踏まえ、中山間地域や地方都市などの企業等への専門家の派遣の積極的な実施や気運醸成に向けたフォーラムの全国展開を図る。 また、政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境提供サービスの利用拡大を図る等、在宅等でのテレワークを推進し、執務室勤務を前提としない働き方を積極的に導入することで、国家公務審のワークスタイルの変革を実現する。	ふるさとテレワーク推進事業	「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日閣議決定)において「テレワークによるワークライフバランスの推進、業務効率化、生産性向上、地方創生等の観点から、関係府省庁においてテレワーク導入の課題を共有し、課題解決に資するよう各種テレワーク推進施策の連携を図りつつ効果的な措置を検討」するとされており、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)、「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)及び「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)等の政府方針において、テレワークの推進が挙げられていることから、テレワークの導入促進を行う。	人や仕事の地方への流れを促進するふるさとテレワークの全国への拡大・定着を図るため、引き続き、ふるさとテレワークを導入する全国の自治体等に対して、導入経費の補助を行うと同時に、共通基盤の拡充等を通じてふるさとテレワークの更なる普及促進を行う。 また、一億総活躍社会の実現に向けて、ICTを活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするテレワークの普及を推進するため、セミナー開催やイベントへの出展、先進事例の収集・広報のほか、セキュリティガイドラインを更新するなど、企業等におけるテレワークの導入支援を行う。	720,965	-	-	899,970	-	-	-	-	総務省	6
I	1	(3)	①		政府情報システム刷新のためのクラウド基盤の整備・運用	政府情報システムのクラウド化を推進するため、これまで、各府省が情報システムの稼働に必要なサーバ機器やサーバ機器を設置するデータセンタを別々に整備し、かつ運用・監視業務等も別々に実施している状況に対し、クラウドコンピューティング技術を活用した「霞が関クラウド」とも言える「政府共通プラットフォーム」を平成25年3月より運用開始し、政府情報システムの運用コストの削減や情報セキュリティ対策の向上に寄与するよう、クラウド化を推進しているところである。	各府省別々に構築・運用している政府情報システムのクラウド化を図るための基盤として、クラウドコンピューティング技術を活用し、①複数システムでのハードウェアの共用、②OS・ミドルウェア等の基盤ソフトウェアの共通化、③運用監視の一元化等を実現する政府共通プラットフォームを整備し、政府情報システムの運用コストの削減や情報セキュリティ対策の向上に寄与するよう、クラウド化を推進していく。	8,975,050の内数	-	-	13,056,400の内数	-	-	-	-	総務省	7
I	1	(3)	①		「多様で安心できる働き方」の導入促進事業	テレワークを導入することは、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるが、テレワークによる働き方が、労働者の勤務時間帯と日常生活時間帯が混在したものとなるなどの理由から、事業主がテレワークの導入をためらうことが多い。 また、育児・介護等の理由によって、職場での就労が困難となるおそれがある者にとって、テレワークによる働き方が有効であるにも拘わらず、個人に対する情報提供、実感を持てる機会の提供等が十分でない。 さらには、平成20年度に策定された「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドラインの改訂について」以降、ICTの技術革新が急速に進化し、職場との連絡にスマホや端末タブレットを使用する例が日常的となっている。 このため、事業主にはテレワーク中の労務管理の方法について、また、労働者にはテレワークに係る労働関係法令についての理解の促進を図る必要がある。	①在宅勤務ガイドラインを見直し、新たにサテライトオフィス勤務やモバイルワークにも対応した「テレワークガイドライン」を策定するための検討を行う。 ②労働者向けシンポジウムにおいて、テレワークに係る労働関係法令等の講義やテレワークによる働き方の体験を目的とした事業を行う。	20,209	-	-	22,457	-	-	-	-	厚生労働省	8
I	1	(3)	①		「仕事と子育てを支援する」サテライトオフィスを活用したモデル事業	テレワークによる働き方の中でも、住居地に近いサテライトオフィスでの働き方は、通勤時間が削減され、労働に係る総拘束時間が減少するため、育児の時間を必要とする子育て世代にとって、大きなメリットを享受できるとともに、勤務のオン・オフにメリハリを付けることができる働き方であり、働き方改革の一つとして推奨すべきものである。 他方、待機児童問題が社会問題化しており、保育施設に子供を預けられない場合に退職を余儀なくされることや、保育施設に子供を預けることができても、育児休業から復職するタイミングに間に合わないこと等が生じており、こうした子育て世代のニーズに応え、子供を保育施設に預けられなかった育児休業後の者を主なターゲットとして、就労の機会を提供することも目的としている。	郊外の駅の近く等に、託児・学童施設に隣接・近接したサテライトオフィスを設置し、その利用・運営状況の実証によってサテライトオフィスの労務管理の在り方を示すとともに、サテライトオフィスの有効な活用方法の在り方を示すためのモデル事業を行って、サテライトオフィスでのテレワークによる働き方を普及促進させる。 (平成29年度からの新規事業。平成31年度までの3年間で実施予定。)	-	-	-	334,344	-	-	-	-	厚生労働省	9
I	1	(3)	①		テレワーク宣言応援事業	テレワークによる働き方は、時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とすることから、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護等との両立を実現するものであり、また、企業がテレワークを導入することによって、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるため、良質なテレワークの普及・促進をはかる。	産業界に影響がある大企業のトップが、テレワークによる働き方の実現を宣言(以下「テレワーク宣言」という。)し、適正な労務管理下における良質なテレワークを導入する取組を実施する。取組の内容をホームページやセミナーを通じて広く世の中に周知し、産業界に良質なテレワークの導入促進の波及効果をもたらす(平成29年度からの新規事業。)	-	-	-	27,432	-	-	-	-	厚生労働省	10
I	1	(3)	①		テレワークの普及促進に向けた気運の醸成	テレワークは時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするものであり、地方創生、女性活躍等の様々な観点から、その推進が求められているものである。 一方で、テレワークという働き方は、長時間労働につながりやすいことや、企業の労務管理が煩雑となるといった課題もあるため、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。	①労務管理上の留意点・VDT作業における留意点等について周知するためのセミナーを開催する。(平成28年度は、全国主要都市で計6回開催。) ②テレワークを導入する先進企業等に対し表彰を行い、その取組を企業向けのシンポジウム等を通じて広く周知する。	25,302	-	-	25,302	-	-	-	-	厚生労働省	11
I	1	(3)	①		テレワーク相談センターの設置	テレワークは時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするものであり、地方創生、女性活躍等の様々な観点から、その推進が求められているものである。 一方で、テレワークという働き方は、長時間労働につながりやすいことや、企業の労務管理が煩雑となるといった課題もあるため、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。	①テレワークの導入・実施時における労務管理上の課題等について、相談に応える相談センターを設置する。 ②テレワークの導入を検討する企業に対し、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施する。	40,756	-	-	36,895	-	-	-	-	厚生労働省	12
I	1	(3)	①		職場意識改善助成金(テレワークコース)の支給	企業のテレワーク導入率等を調査する総務省の通信利用動向調査によれば、資本金1千万円未満の企業におけるテレワーク導入率は平成26年において2.5%、平成27年において11.8%と低調である。こうした、テレワークの導入に資金面で苦慮する中小企業について、本事業により支援を行う。	労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成する。	154,800	-	-	72,000	-	-	-	-	厚生労働省	13
I	1	(3)	①		在宅就業対策の推進	在宅就業(在宅ワーク)は、育児や介護等により就業機会が制約されやすい者にとって、時間や場所にとらわれることなく、それぞれの事情に合わせて柔軟に働くことができる就業形態である。 在宅就業について、企業への在宅就業の活用を推進するとともに、在宅就業者が適正な就業条件で安心して在宅就業に従事できるよう環境整備を行う。	・在宅就業の契約に係る紛争を未然に防止し、在宅就業を良好な就業形態とするため、契約締結の際に守るべきルールとして定めているガイドラインの周知・啓発を行う。 ・在宅就業者、発注者等に対する総合支援サイト等を活用した情報発信、発注検討企業に向けたコンサルティングの実施、モデル事例の作成を実施するとともに、在宅就業の在り方について検討等を行う。	37,197	-	-	37,186	-	-	-	-	厚生労働省	14

項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								担当府省庁	通し番号
								関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他		
								28年度当初予算 (千円)	28年度一次補 正予算(千円)	28年度二次補 正予算(千円)	29年度予算要求 (千円)						
I		1	(3)	①	テレワーク	女性や高齢者の活躍による労働力の拡大、大都市への一極集中の是正による地方での雇用拡大等のため、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの推進が求められている。 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日閣議決定)でも、「テレワークによるワークライフバランスの推進、業務効率化、生産性向上、地方創生等の観点から、関係府省庁においてテレワーク導入の課題を共有し、課題解決に資するよう各種テレワーク推進施策の連携を図りつつ効果的な措置を検討」するとされており、当該施策においても、テレワークの促進に寄与することを目的とする。	総務省・厚生労働省・国土交通省・経済産業省(4省庁)で連携し、普及・啓発活動を行う。 ・テレワーク推進フォーラムの開催 ・テレワーク関係府省連絡会議の実施 等	-	-	-	-	-	-	-	予算事業ではないが、関係省庁と連携し、今年度からテレワーク関係府省副大臣連絡会議を開催するなどテレワークの更なる振興のために、取り組んでいる。	経済産業省	15
I		1	(3)	①	ICTを活用した働き方改革とまちづくりとの連携に関する検討(テレワークの導入促進)	ニッポン一億総活躍社会の実現、少子化対策に向け、都市行政の分野においても、まちづくりと連携した柔軟な働き方や女性の活躍促進など働き方改革の推進、子育てしやすいまちづくりを推進する必要がある。	場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの推進に向け、テレワーク従事者の実態把握や、テレワークとまちづくりとの連携に関する調査を行い、働き方改革に対応した都市施策への活用を検討する。	25,000	-	-	30,000	-	-	-	-	国土交通省	16
(4) 公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速																	
I		1	(4)	① ② ③	公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第20条において、国は、国及び公庫等の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に基づく認定を受けた企業等の受注の機会の増大等を実施すると規定。同法第20条第2項において、地方公共団体は、国の施策に準じて必要な施策を実施するように努めるものとされている。また、同法第20条に基づき、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)を策定した。 これらに基づき、国や独法等の調達においては、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落れ方式及び企画競争方式)を行う時は、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス推進企業(女性活躍推進法等に基づく認定取得企業等)を加点評価することとしており、この取組を地方公共団体、東京オリパラ関連、民間企業等へ広めることにより、働き方改革を進める企業のインセンティブとして、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの推進を加速していくことを目的とする。	【H28年度二次補正予算要求】 ○調達に関する民間企業等の状況調査の実施 調達を通じたワーク・ライフ・バランス等の推進の取組に関する民間企業等の状況を調査・公表することにより、取組の加速を図る。 【H29年度要求予算】 ○調達を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の取組の情報発信 女性活躍推進法サイトを拡充し、独法等、地方公共団体等の公共調達の好事例や、WTO対象事業に係る外国法人の情報公表など、調達を通じたワーク・ライフ・バランス等推進の取組を情報発信する。 ○調達を活用したワーク・ライフ・バランス加速調査研究 国・地方公共団体等における公共調達(配点事例、効果等の分析・検証、好事例の収集等)の事例調査を行う。	-	-	7,461	8,219	-	-	-	-	内閣府	17
(5) 育児・介護休業等の取得促進																	
I		1	(5)	①	両立支援等助成金(出生時両立支援助成金)	男性の育児休業取得等については、以下のとおり閣議決定等により方針や数値目標が掲げられている。 (1) 日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定) ・男性の育児休業取得率 2015(平成27)年 2.65% → 2020(平成32)年 13% ・男性の配偶者の出産直後の休暇取得率 2015(平成27)年 把握していない →2020(平成32)年 80% (2) 少子化対策大綱(平成27年3月20日閣議決定) ・配偶者の産後8週間以内の父親の育児休業の利用を促進する ・数値目標 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間 2011(平成23)年 1日当たり67分→ 2017(平成29)年 1日当たり2時間30分 これらを踏まえ、助成金の支給により事業主等の取組をさらに促進し、職業生活と家庭生活の両立を容易にするための環境整備を進める。	男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得させた事業主に助成金を支給する。 (支給額) ・職場風土作りに取り組み、初めて男性労働者が子の出生後8週間以内に育児休業取を取得した場合 大企業 30万円 中小企業 60万円 ・2人目以降の育児休業取得者が生じた場合 15万円	1,174,500	-	-	944,281	-	-	-	-	厚生労働省	18
I		1	(5)	②	育児・介護休業法施行規則等の改正	○ 改正育児・介護休業法の施行のために、新たに厚生労働省令で定めるべきとされた事項や事業主が講ずべき措置等についての指針を定める必要があるため、育児・介護休業法施行規則等の改正を目的とする。	省令については、子の看護休暇を1日未満単位で取得することが可能となることに伴う所要の規定の整備、職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置の新設に伴う所要の規定の整備等を行った。 指針については、有期契約労働者の育児休業等取得要件に関する事項、子の看護休暇及び介護休暇に関する事項、育児休業又は介護休業をする労働者が雇用される事業所における労働者の配置等の雇用管理に関して必要な措置を講ずるに当たっての事項等を定めた。	-	-	-	-	○	-	-	-	厚生労働省	19
I		1	(5)	②	育児・介護支援プラン導入プログラム事業	平成27年3月20日に閣議決定された「少子化対策大綱」において、育休復帰支援プランによる支援及び助成金を支給することにより、労働者の円滑な育休取得・職場復帰を図ることとしている。 また、平成27年10月7日に閣議決定された「基本方針」における「新・三本の矢」においては、「介護離職ゼロ」の実現を目指し、仕事と介護が両立できる社会づくりを加速することとされたことから、中小企業における育児休業・介護休業の取得及び円滑な職場復帰による継続就労支援を行う。	○中小企業及び中小企業で働く労働者の状況に応じた「育休復帰支援プラン」及び「介護支援プラン」の策定・利用を支援 ・平成27年度に改訂した「育休復帰支援プラン」モデルを周知し、その普及促進を図る。 ・「仕事と介護の両立支援事業」において作成した「介護支援プラン」モデル等を周知し、その普及促進を図る。 ・個々の事業主の状況に応じたプランの策定支援を行うプランナー(育休復帰及び介護)を養成し、プランナーによる事業主のプラン策定支援を行う。 ○中小企業への助成金支給 プランの策定を行い、対象労働者が育児休業を取得・復帰した場合に、助成金を支給する。	1,175,862	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省	20
I		1	(5)	③	さんきゅうパパプロジェクト促進事業(男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進事業)	○ 我が国の男性の家事・育児時間は諸外国に比べ少なく、夫が休日に行う家事・育児の時間が第2子以降の出生に影響していることを示す調査結果などもあり、男性の家事・育児への参画が少ないことが少子化の原因の一つになっている。 ○ そうした認識の下、「さんきゅうパパプロジェクト」の取組は、子供が誕生するときに、家族が時を共にし、絆を深め、男性が家事・育児をするきっかけになるよう、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すもの。 ○ 少子化社会対策大綱(H27.3.20閣議決定)においては、男性による配偶者の出産後2か月以内の休暇取得率80%(2020年)を目標に掲げている。	出産後、休暇を取得するとよい日や、休暇時にどのようなことをするのがよいかを紹介するなど工夫をしつつ、引き続き、企業・団体等への意識改革、機運の醸成を図っていく。	12,097	-	-	8,000	-	-	-	-	内閣府	21

項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段					担当府 省庁	通し番 号			
								関係予算				法令・制 度改正			税制改 正要望	機構定 員要求	その他
								28年度当初予算 (千円)	28年度一次補 正予算(千円)	28年度二次補 正予算(千円)	29年度予算要求 (千円)						
I	1	(5)	④	④ 企業の中核を担う労働者が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぐため、労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行う事業主に対する支援の強化を図る。	両立支援等助成金(介護離職防止支援助成金(仮称))	年間約10万人の労働者が家族の介護や看護を理由として離職し、企業にとって大きな損失となっている。 このような状況の中、「新・三本の矢」(平成27年10月7日閣議決定)において、「『介護離職ゼロ』の実現を目指す」、「仕事と介護が両立できる社会づくりを加速する」とされており、仕事と介護の両立は政府が掲げた喫緊の課題となっている。 以上から、労働者の仕事と介護の両立支援を推進するため、現行の「介護支援取組助成金」及び「育児・介護支援プランコース」を整理・統合し、仕事と介護の両立を総合的に支援する助成金として見直しを行い、介護離職ゼロの実現を目指す。	厚生労働省が策定した「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組により仕事と介護の両立に資する職場環境を整備し、「介護支援プラン」の策定・導入により円滑な介護休業取得・職場復帰をした労働者や介護のための所定外労働の免除制度等の利用者が生じた事業主に支給する。	-	-	1,010,600	1,326,228	-	-	-	-	厚生労働省	22
I	1	(5)	④		仕事と介護の両立支援事業	平成27年10月7日に閣議決定された「基本方針」における「新・三本の矢」においては、「介護離職ゼロ」の実現を目指し、仕事と介護が両立できる社会づくりを加速することとされたことから、介護離職の未然防止と介護を行っている労働者の継続就業を促進する。	平成27年度に改訂した「仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及促進を図るとともに、育児と異なり、急な対応が必要となることが多く、介護を行う期間・方策も様々であるという介護の特質を踏まえ介護に直面し、休業を取得する労働者が発生した場合の企業の対応モデルとなる「介護支援プラン」モデルを構築し、その周知を図る。また、労働者に対しては、仕事と介護を両立するための仕組みを活用して就業継続している事例を収集し、周知する。	52,794	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省	23
(6)男性が家事・育児等へ参画する国民全体の気運の醸成																	
I	1	(6)	①	① 男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、官民の有機的な連携を更に進め、都市部を中心としたキャンペーンを、特に若年世代を中心に実施する。また、企業や経済団体等との連携、地域における横断的取組、家事・育児等への参画を促す商品・サービスの普及等、男性の家事・育児等への参画を促進する方策を総合的に推進する。	男性の家事・育児等参加応援事業	○男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章を新たに立てられ、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれました。 計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としています。(現状67分) ○平成28年5月にすべての女性が輝く社会づくり本部において決定した「女性活躍加速のための重点方針2016」では、「男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、官民の有機的な連携を更に進め、都市部を中心としたキャンペーンを、特に若年世代を中心に実施する。また、企業や経済団体等との連携、地域における横断的取組、家事・育児等への参画を促す商品・サービスの普及等、男性の家事・育児等への参画を促進する方策を総合的に推進する。」こととされました。	○男女がお互いの立場を尊重し、豊かな将来のためにそれぞれの家庭の価値観に合った多様な家事・育児のあり方について話し合える機会をつくることが重要との考えに立ち、様々なライフステージ(結婚、妊娠、出産期など)、多様な価値観を持つ男女に興味・関心を持ってもらえる場としてのイベントを開催します。 ・基調講演、パネルディスカッション(メイン会場) ・ワークショップ、トークセッション(サブ会場) ・専門家によるライフプランの設計や、民間企業による男性の家事・育児参加促進につながる商品・サービス紹介コーナーのブース出展 ○インターネット等の啓発広報を展開します。 ○上記の施策を実施して総合的に推進し、国民全体の気運を醸成します。	13,313	-	-	17,220	-	-	-	-	内閣府	24
I	1	(6)	②		企業等におけるワーク・ライフ・バランスに関する調査研究及び情報提供	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「行動指針」において、国の取組として、「労使による自主的な取組を支援していくことが重要であり、国民の理解を促進し、先進企業の好事例や取組のノウハウ等の情報を提供していくこと」とされている。また、昨年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、「男性が家事・育児・介護に参画等するための環境整備や情報の提供等の支援を行う」とされている。 こうした必要性を踏まえ、内閣府では、様々な主体における、仕事と生活の調和の取組状況等について、専門的かつ多角的な観点から分析を行い、啓発用ツールとして好事例集を作成する。	ワーク・ライフ・バランスに関する好事例が認められた企業等を対象に、その後の取組状況を把握し、取組の継続や従業員への浸透状況、働き方や生産性の変化等を調査研究する。また、その内容について、啓発用ツールとして好事例集を作成する。	-	-	-	7,732	-	-	-	-	内閣府	25
I	1	(6)	③	③ 若年男性が子供の安全を含め多様な生活の視点を持ち、また、安心して家事・育児等に参画できるよう、地方公共団体や消費者関連団体等と連携して啓発手法の開発・実施を行う。	子供の事故防止に関する取組の推進	我が国では、消費生活上の事故等によって、14歳以下の子供が毎年300人以上亡くなっている。子供の事故を防止するため、注意喚起等の啓発活動や子供の事故防止に配慮された安全な製品の普及等に関する取組を推進する。	子供の事故の動向分析及び消費者意識の実態調査を実施するとともに、その結果を踏まえて、関係省庁の連絡会議において、子供の事故防止策を検討・推進する。	-	-	-	14,780	-	-	○	-	消費者庁	26
I	1	(6)	③		エシカル消費推進事業	消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)及び消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)には、消費者一人一人が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在と将来の世代にわたって社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者市民社会を目指すことが必要であるとされている。特に、将来を担う子供を持つ若い親には、自らも多様な視点を持ち、安心して家事・育児に参画し、子供世代へつないでいく意識が重要であり、そのための消費者教育を一層充実させる必要がある。そのため、このような活動への関与が薄い若い男性に向けて、エシカル・ラボへの参加の働きかけを行い、多様な生活の視点や消費生活への関心を形成するきっかけとする。	公正で持続可能な消費のため、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費者活動を行う「エシカル消費」の推進を行うため、消費者庁では「倫理的消費(エシカル消費)」研究会を実施し、普及啓発のためのシンポジウム、エシカル・ラボを開催しているが、それらに若年男性の活動を積極的に紹介するなどし、公正で持続可能な将来へ向けた消費生活に対する意識・関心を高めると共に参加の働きかけを行う。 また、エシカル・ラボの開催にあたり、先進的な活動を行っている地方公共団体や消費者関連団体等との連携を図り、効果的な啓発手法の開発等を検討する。	27,290の内数	-	-	47,689の内数	-	-	○	-	消費者庁	27
2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成																	
(1)政治分野における女性の参画拡大																	
I	2	(1)	①	① 国の政治における女性の参画拡大に向けて、政府から各政党に対して、ポジティブ・アクションの自主的な導入に向けた検討を引き続き要請するとともに、各政党における自主的な検討が進められるよう、参考となる情報等の提供を行う。	政治分野における女性の参画拡大に係る調査研究及び情報提供	政府は、第4次男女共同参画基本計画に基づいて、各政党に対し、女性活躍推進法に基づき民間が行う取組内容を踏まえ、女性活躍に関する現状の把握・分析、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成の取組を含めた行動計画の策定や情報開示に向けた自主的な取組等のポジティブ・アクションの実施を要請している。これを踏まえ、政党等の政治分野への女性参画拡大のために参考となるよう、政府として必要な調査及び情報提供を積極的に行う。	政治分野における女性の参画拡大は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要であり、政党等における実効性のあるポジティブ・アクションの導入を促すべく、政府として、必要な調査研究や情報提供を行う。 具体的には、第4次男女共同参画基本計画に基づき、①クオータ制等ポジティブ・アクション導入について各政党において検討が進められるよう調査研究を行い、②国や地方の政治分野における女性の参画状況(女性党員、女性役員、女性候補者等の比率等)等について調査し、国民に分かりやすい形で提示するなど、政治分野における女性の参画状況の「見える化」を推進する。	-	-	-	7,995	-	-	-	-	内閣府	28
(2)女性活躍推進法の着実な施行の推進																	
I	2	(2)	①	① 本年4月に完全施行された女性活躍推進法の施行状況の調査・分析を進めるとともに、事業主行動計画等の好事例の発信を行う。	女性活躍推進法施行等関連経費(女性活躍推進法サイトの拡充、女性活躍推進法施行状況調査に基づく論点整理)	平成28年4月に女性活躍推進法が完全施行となり、国及び地方公共団体は、特定事業主行動計画の策定、職業選択に資する情報の公表が義務づけられた。加えて、同法により、地方公共団体においては、区域内の女性活躍に係る推進計画の策定が求められている。これらの取組状況等について、平成28年度に女性活躍推進法見える化サイトを開設し、広く一般に情報提供を行う。 今後は、毎年1回以上公表する必要がある職業選択に資する情報の公表状況や、行動計画の実施状況について、調査・公表し、当該情報や行動計画等をよりわかりやすい形で情報提供できるようサイトを拡充する。 また、法の施行状況の調査・分析を実施し、好事例の発信を行うとともに、法施行後3年の見直し検討に向けた課題・論点整理を行う。	○女性活躍推進法サイトの拡充 国及び地方公共団体が毎年1回以上公表する必要がある女性の職業選択に資する情報の公表状況や、特定事業主行動計画の実施状況について、サイトで公表するとともに、当該情報や行動計画等について、各団体の情報を比較しやすく、また、好事例等利用者が知りたい情報に容易にアクセスできるよう、検索機能や提供情報の充実等サイトの拡充を図る。 ○女性活躍推進法施行状況調査に基づく論点整理 特定事業主行動計画、推進計画等の内容・取組や好事例等について、内閣府で調査を実施し、法施行後3年の見直し検討に向けた課題・論点整理を行う。	7,514	-	-	13,969	-	-	-	-	内閣府	29

項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							担当府省庁	通し番号	
								28年度当初予算 (千円)	28年度一次補 正予算(千円)	28年度二次補 正予算(千円)	29年度予算要求 (千円)	法令・制 度改正	税制改 正要望	機構定 員要求			その他
I	2	(2)	①		女性活躍推進法の施行状況の調査・分析	平成28年4月に全面施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)により、従業員数301人以上の事業主について一般事業主行動計画の策定・届出等が義務づけられていることから、同法の履行確保を図っていく必要がある。	女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況について、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)を通じて把握を行うとともに、引き続き、届出率を100%にするため一般事業主に対して積極的な働きかけを行う。 (平成28年7月31日現在の届出率(常時雇用労働者301人以上の企業) 98.2%) また、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定の状況についても、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)を通じて把握を行うとともに、引き続き、認定企業数の増加に向けて一般事業主に対して積極的な働きかけを行う。 (平成28年7月31日現在の認定企業数 126社)	-	-	-	-	-	-	-	法施行業務	厚生労働省	30
(3)行政分野、理工系分野等における女性の参画拡大																	
I	2	(3)	①		(参考)国家公務員テレワーク取組状況等調査の実施	(参考) 多様で柔軟な働き方が選択できる社会、女性の活躍推進とその前提になるワークライフバランスの実現を図るため、その前提となるテレワークを社会全体へと波及させる観点から、国家公務員自らが率先してテレワーク導入に取り組む必要があり、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」(平成27年1月21日)により、各府省庁のテレワーク推進体制の整備がされたところ。	(参考) 「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づき、府省庁におけるテレワーク取組状況の実態調査(各府省庁の推進計画のフォローアップも含む)を実施し、取組事例とともにその結果を公表。	-	-	-	-	-	-	-	(参考) 国家公務員テレワーク取組状況等調査(「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づく各府省等で策定しているテレワーク推進計画のフォローアップも含む)	内閣官房	31
I	2	(3)	①	① 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」や府省庁において女性活躍推進法により策定した特定事業主行動計画に基づき、女性職員の計画的な育成のための柔軟な人事管理の積極的な実施、男女のワーク・ライフ・バランス等を進める管理職に対する適切な人事評価などの女性活躍に資する取組を進めるとともに、今年度から原則として全ての職員を対象に拡充されたフレックスタイム制度の円滑な実施を図る。加えて、「霞が関の働き方改革を加速するための懇談会」における議論も踏まえ、政策の質や行政サービスの向上につながるよう、本年夏の「ゆう活」・ワークライフバランス推進月間も含め、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組を強化する。 また、政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境提供サービスの利用拡大を図る等、在宅等でのテレワークを推進し、執務室勤務を前提としない働き方を積極的に導入することで、国家公務員のワークスタイル変革を実現する。	国家公務員の女性活躍・ワークライフバランス推進	国家公務員においては、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍するための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」という3つの改革を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。平成28年1月28日一部改正。以下「取組指針」という。)、取組指針に基づく各府省の取組計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく特定事業主行動計画に基づき、率先して女性活躍・ワークライフバランス推進に取り組んでいるところ。また、「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)等を踏まえ、「霞が関の働き方改革を加速するための重点取組方針」(平成28年7月29日内閣官房内閣人事局決定。以下「重点取組方針」という。)を策定し、「働き方改革」を更に加速することとしたところ。 男女全ての職員にとって働きやすい職場環境づくりに向けて、女性活躍・ワークライフバランス推進の動きを加速していく。	上記目的の達成に向け、取組指針等に基づき、 ・女性職員が若いうちから将来のキャリアをイメージしつつ仕事への意欲を高めるための研修の実施等による積極的育成、 ・女性職員の活躍及び男女のワークライフバランスに資する取組を行う管理職を増やすための研修の実施やeラーニング教材の開発、 ・男女全ての職員のワークライフバランスの実現のため、「ゆう活」等を通じた超過勤務の縮減、業務の効率化、フレックスタイム制等による時間と場所の柔軟化等に加え、重点取組方針に基づくりリモートアクセスとペーパーレスの推進、管理職をはじめとしたマネジメント改革、不要業務の廃止を含めた業務効率化等による「働き方改革」等の取組を強力に推進していく。	50,282	-	-	102,135	-	-	-	-	内閣官房	32
I	2	(3)	①		政府情報システム刷新のためのクラウド基盤の整備・運用	政府情報システムのクラウド化を推進するため、これまで、各府省が情報システムの稼働に必要なサーバ機器やサーバ機器を設置するデータセンタを別々に整備し、かつ運用・監視業務等も別々に実施している状況に対し、クラウドコンピューティング技術を活用した「霞が関クラウド」とも言える「政府共通プラットフォーム」を平成25年3月より運用開始し、政府情報システムの運用コストの削減や情報セキュリティ対策の向上に寄与するよう、クラウド化を推進しているところである。	各府省別々に構築・運用している政府情報システムのクラウド化を図るための基盤として、クラウドコンピューティング技術を活用し、①複数システムでのハードウェアの共用、②OS・ミドルウェア等の基盤ソフトウェアの共通化、③運用監視の一元化等を実現する政府共通プラットフォームを整備し、政府情報システムの運用コストの削減や情報セキュリティ対策の向上に寄与するよう、クラウド化を推進していく。	8,975,050の内数	-	-	13,056,400の内数	-	-	-	-	総務省	33
I	2	(3)	②	② 各地方公共団体が特定事業主行動計画の策定過程で把握した課題や計画に盛り込んだ取組内容等を把握した上で、女性活躍・働き方改革に関する先進的な取組事例の紹介、女性活躍に取り組む職員のネットワークづくりや意見交換の促進等の戦略的な広報・情報発信の充実を図る。 また、自治大学校における女性向け幹部登用研修の実施に加え、「女性活躍・働き方改革」に関する講義枠を各種研修課程に設けるとともに、各地方公共団体における女性職員等の人材育成の在り方を検討するなど、女性地方公務員の人材育成を推進する。 これらを通じて、各地方公共団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	女性地方公務員の活躍推進に向けた戦略的広報・情報発信	地方公共団体が女性活躍推進法及び第四次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。 そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	下記4事業を柱とした戦略的広報・情報発信を展開(いずれも名称は仮称) ①女性地方公務員の活躍を更に推進するための実践的な方策に関する調査研究【②要求額：24,986千円】 ・研究成果を実践マニュアルに取りまとめ、地方公共団体に配布 ②女性地方公務員活躍推進協議会【②要求額：2,206千円】 ・地方公共団体と総務省の女性活躍担当者が、各団体共通の課題について、具体的・実践的な取組手法等を議論する場 ③女性地方公務員活躍シンポジウム【②要求額：7,390千円】 ・人事管理面・働き方面での課題や改革手法に関する研究成果の発表、先進事例の紹介、パネルディスカッション等を実施 ④女性地方公務員活躍先進自治体総務大臣表彰【②要求額：172千円】 ・先進的な取組を行い、他の模範たる成果を挙げた地方公共団体を表彰	-	-	-	35,269	-	-	-	-	総務省	34
I	2	(3)	③		理工系女子(リケジョ)啓発イベント	この4月よりスタートした「第5期科学技術基本計画」では、女性の能力を最大限に発揮できる環境を整備し、その活躍を促進することを掲げ、あわせて、自然科学系全体での新規採用に占める女性研究者の割合を30%にすること(平成24年度 現在25.4%)を目標としている。 女性の参画拡大において、次世代を担う理工系女性人材の裾野の拡大の取組も重要な取組の一つであり、いわゆるリケジョイベントの実施を強力に推進しているところである。 この基本計画に基づき、次代を担う女性の科学技術人材の裾野の拡大のため、女子中高生等の理工系選択への興味関心や理解を深めることを目的とし、開催するもの。	本イベントは、主に女子中高生を対象に、理工系女子として活躍している女性研究者の話を聞きながら、質疑応答や意見交換を通して、理工系選択への興味関心を高めるとともに、理解を深めるイベントである。今年度は、5月に東京理科大学と協力して「理工系女子の未来を考えよう in Tokyo」を実施。	-	-	-	-	-	-	-	特段予算要求をせず、外部機関の協力を得て実施。	内閣府	35

項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								担当府 省庁	通し番 号	
								関係予算				法令・制 度改正	税制改 正要望	機構定 員要求	その他			
								28年度当初予算 (千円)	28年度一次補 正予算(千円)	28年度二次補 正予算(千円)	29年度予算要求 (千円)							
I	2	(3)	③		理工系分野における女性活躍推進に向けたシンポジウム、調査研究、「理工チャレンジ」ウェブサイト等の拡充	我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れて科学技術・学術活動を活性化していくためには、理工系分野の女性研究者・技術者となり得る人材を育成していく必要がある。しかしながら、現在のところ、我が国の研究者に占める女性の割合は、14.7%と他の先進諸国と比べて低水準であり、また、理工系を専攻する女性の割合は、理学26.8%、工学13.6%(大学)となっており他専攻に比べて低水準である。 昨年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、「女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成」に取り組むこととしており、「女性活躍加速のための重点方針2016」においても、女子児童・生徒等の理工系進路選択に向けた取組を強力に進めることとしている。こうした政府方針を踏まえて、理工系女性人材の層を厚くするため、女子生徒等及び保護者・教師に対する理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系女子応援ネットワークの促進、関係情報の発信、産業界で活躍する理工系女性を初めとしたロールモデルの提示等を総合的に実施する。	産学官からなる支援体制の構築を目的としたネットワークの形成及び連携と情報交換等を目的とした会議を開催する。また、女子生徒等や保護者を対象に理工系選択のメリットや、進学・就職に関する情報を周知・啓発するシンポジウムを開催する。さらに、女性が理工系分野に進むメリットを、ワーク・ライフ・バランスや仕事のやりがい、キャリアパス、収入などの観点から調査・研究を行う。加えて、「理工チャレンジ」サイトに関連施策やイベント情報を充実させるとともに、メールマガジンの発行等、理工系選択に関する各種情報発信を強化する。	17,990	-	-	24,310	-	-	-	-	内閣府	36	
I	2	(3)	③	③ 女子生徒等の理工系選択に係る取組など理工系分野における女性参画拡大の動きをさらに加速させる。平成28年度に構築した産学官による「理工系女子応援ネットワーク」の本格展開を進めるとともに、女子児童・生徒等への理工系分野に対する興味、関心や理解を向上させる取組を強力に推進し、次世代を担う理工系女性人材の裾野の拡大に取り組む。また、地域において理工系女性の活躍を拡大するための運営協議会等の構築や、理工系女性が必要とする企業ニーズやスキル、ロールモデルなどの情報へのアクセス向上のための取組を進める。	女子中高生の理系進路選択支援プログラム	女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続的に行われる取組を推進。	＜施策概要＞ 1:継続的かつ効果的な取組実施を目的とした組織の構築(産学官の連携したコンソーシアムや運営協議会等) 2:文理選択に迷う女子中高生に効果的にアプローチ仕組みの構築(学校訪問による全生徒を対象とした取組等) 3:教員・保護者等関係者が相互理解を深め、生徒が主体的に考える将来像に従って進路選択が可能となるような環境・土壌の構築(シンポジウム、理系キャリア相談会等のイベントの開催等) 4:複数年度支援による効果的なPDCAサイクルの構築 5:国立研究開発法人科学技術振興機構による効果的な側面の支援(事例調査や研究等の実施、各取組へのフィードバック等) ＜これまでの取組/来年度の実施予定＞ 女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、文部科学省として、独立行政法人(国立女性教育会館)や大学等によるシンポジウムの開催や、実験教室の開催を支援してきた。来年度も引き続き新規拠点を採択し、取組を推進する。	30,000	-	-	60,000	-	-	-	-	文部科学省	37	
I	2	(3)	③		理系女性活躍促進支援事業	経済産業省及び文部科学省の共同事務局で設置している「理工系人材育成に関する産学官円卓会議(以下「円卓会議」)」では、特定の産業分野で人材が不足していること、産業界は採用した学生に対して再教育している実態があることが示された。 円卓会議では、産業界で求められている人材の育成や育成された人材の産業界における活躍の促進策として、産学官において重点的に着手すべき取組を「理工系人材育成に関する産学官行動計画」としてとりまとめ、本事業も当該行動計画における取組みとして位置づけられている。	女性活躍推進のため、理系女性が持っているスキルと産業界が求めるスキルの可視化を行い、女性自身がどのようなスキルを身につければよいかが把握できるようなツール構築及び環境整備等を実施する。	195,025の内数	-	-	220,000の内数	-	-	-	-	経済産業省	38	
I	2	(3)	③		建設業における女性活躍の推進 (「建設業女性定着モデル」推進パッケージ)	建設業においては、従事者の高齢化や若年入職者の減少等により、将来の担い手の育成・確保が喫緊の課題となっている。こうした状況下、建設業での女性の活躍は、業界に新たな活力や刺激をもたらすほか、性別を問わずあらゆる世代に対して業界の魅力高め、担い手育成・確保に向けた原動力となるような好循環が期待される。このため、女性の更なる活躍を国内人材育成・確保策の柱の一つに位置づけ、業界の全体の活性化と将来の担い手育成・確保を図る必要がある。 平成26年8月に官民共同で策定した「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を受け、5年以内の女性倍増を目指し、官民挙げた様々な取組が実施されているところ。	「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を踏まえ、官民が連携して女性技術者・技能者の5年以内の倍増を目指す。平成29年度予算要求においては、地域ぐるみの活動の更なる深化・定着とともに、建設業における女性進出で大きな課題とされる分野への重点対応(①女性活躍を推進する広報活動の展開、②女性活躍事例等の業界へのフィードバック、③女性向けの教育、育成メニューの開発・展開)を図ることで、女性の更なる活躍に向けた総合的な対策を「パッケージ」で推進する必要がある。	55,000	-	-	81,000	-	-	-	-	国土交通省	39	
(4)組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大																		
I	2	(4)	①		① 女性活躍の推進には、組織トップのコミットメントが効果的である。このため、女性の活躍推進に積極的に取り組む男性経営者等によって策定・公表された「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の賛同者による先進的な取組の全国への発信・周知や、女性活躍推進法に基づく協議会等各地域のネットワークを活用し組織の枠を超えて女性活躍推進を加速する「地域版男性リーダーの会(仮称)」の形成を促す。さらに、賛同者と諸外国の組織のトップとの意見交換の場を設け、女性の活躍推進に関する取組の一層の充実を図る。	組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大	平成26年3月に首相官邸で開催された「輝く女性応援会議」を契機に、同年6月、女性活躍推進に積極的に取り組む男性リーダーによって、様々な女性の意欲を高め、その持てる力を最大限発揮できるよう、具体的に取り組んでいくことを掲げた「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言を策定・発表した。 行動宣言に沿って、組織トップ自らが女性活躍に取り組む、その行動を全国の組織トップやWAW!などの国際会議等へ発信・周知すること等により、女性活躍加速の気運を高める。	「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言賛同者による女性活躍推進に関する取組の情報共有・発信及び賛同者のネットワーク拡大のため、賛同者ミーティングの開催や、ウェブサイト、賛同者による女性活躍推進の好事例等を集めた事例集及び賛同者拡大のための広報啓発ツールによる国内外への情報発信を行う。	-	-	-	7,438	-	-	-	-	内閣府	40
I	2	(4)	②		② 企業における女性の活躍を加速するため、国際機関と連携し、広報ツール等を活用して「女性のエンパワーメント原則(WEPs)」の署名企業の拡大と原則に沿った取組を推進する。	男女共同参画推進連携会議	男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、男女共同参画会議と協力しつつ、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進するため、有識者18人と民間・NPO等の団体から推薦された議員98人(平成28年8月現在)からなる「男女共同参画推進連携会議」を平成8年9月に設置した。また、男女共同参画をめぐる個別具体的な課題の解決に向け、積極的な活動を行うため、平成27年10月より「女性のエンパワーメント促進チーム」を連携会議内に組織した。	「女性のエンパワーメント促進チーム」において、特に中小企業における女性のエンパワーメント促進、男性の意識改革や当事者意識の醸成に向けた方策の検討や、「女性のエンパワーメント原則(WEPs)」、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言等の理解促進を図るとともに、国内の企業・関連団体等に対する広報や、UN Women日本事務所等と連携した海外への情報発信に努めることとしている。	19,541の内数	-	-	19,541の内数	-	-	-	-	内閣府	41
(5)将来指導的地位に就く女性の人材育成政策の充実																		
I	2	(5)	① ②		① 将来指導的地位に登用される女性の候補者を育成していくことや、上場企業役員に占める女性割合を高めていくことを目指して、役員等への登用を見据えた効果的な女性人材育成の在り方やそのための環境整備等について、有識者による研究会において平成28年度中に検討を行う。 ② 平成28年度に実施する海外の事例も取り入れた先進的な女性リーダー育成プログラム等の取組の調査を基にモデルプログラムを作成し、役員候補等の国際的に活躍する女性リーダーの育成に向けたセミナー等複数地域で実施し、効果や課題を明らかにした上で、成果を全国に普及させる。	女性リーダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査	○国際機関等で活躍する日本人の飛躍的な増加に向けて、海外の事例も参考にしつつ女性リーダー育成に向けた実践的な調査・研究などの取組を進めるとともに、民間企業において役員候補等となり得る女性への研修の実施などにより、女性が昇進意欲を持って働くことができる環境整備を図る必要がある。 ○特に女性役員の登用は、企業価値の増大のみならず、女性役員がロールモデルやメンターとなることにより、企業において裾野広く女性人材が育成される可能性がある。 ○第4次男女共同参画基本計画においても、平成27年時点で2.8%となっている「上場企業役員に占める女性の割合」を、「5%(早期)、更に10%を目指す(平成32年)」としたところ。 ○これらを踏まえ、本施策を実施するもの。	平成28年度に諸外国の先進的な取組も参考にした報告書・育成モデルプログラムを取りまとめ、平成29年度にはこれを地方(仙台、名古屋、大阪の3か所)において試行的に実施・検証することで、その効果や課題を明らかにし、成果を幅広く共有することにより、上記目標に向けた取組を推進する。	9,847	-	-	11,757	-	-	-	-	内閣府	42

項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段				担当府省庁	通し番号				
								関係予算						法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他
				28年度当初予算(千円)	28年度一次補正予算(千円)	28年度二次補正予算(千円)	29年度予算要求(千円)										
I	2	(5)	②	② 平成28年度に実施する海外の事例も取り入れた先進的な女性リーダー育成プログラム等の取組の調査を基にモデルプログラムを作成し、役員候補等の国際的に活躍する女性リーダーの育成に向けたセミナー等を複数地域で実施し、効果や課題を明らかにした上で、成果を全国に普及させる。また、女性が継続就業でき、リーダー層に登用される人材として成長できるよう、役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組を推進する。	女性リーダー育成推進事業の実施	平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても、「女性が継続就業でき、リーダー層に登用される人材として成長できるよう、役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組を推進する。」と記載されている。一方で、足下では、我が国の企業における経営層・管理職層の女性が極めて少ない状況であり、女性リーダー育成を推進する事業を支援することで我が国企業の競争力強化を目指す。	幹部候補の女性社員を対象に、ハーバード・ビジネススクールのノウハウを活用し、グローバルな知見を習得するための企業横断的な研修機会を提供する取組を支援する。また、政財界トップを集めたシンポジウムを開催し、政府主導で企業における女性リーダー育成への意識変革を図る。	-	-	39,933	-	-	-	-	経済産業省	43	
I	2	(5)	③		女性活躍加速化助成金	女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性の活躍推進策に取り組む企業に対し助成金を支給することで企業の取組を後押しする。	女性の活躍推進に関する自社の状況把握を行い、取組目標及び数値目標を定めて公表した上で、取組を行い各目標を達成した事業主に段階的に助成金を支給する。 【支給額】中小企業：取組目標達成時30万円、数値目標達成時30万円 大企業：数値目標達成時30万円 平成29年度においては、企業等の管理職における女性の割合が依然として低い状況を踏まえ、基準値以上の女性管理職比率の数値目標を設定して達成した中小企業事業主に対する助成額を増額することにより、企業による女性の活躍推進の取組を加速化させることとする。	512,100	-	-	357,466	-	-	-	-	厚生労働省	44
I	2	(5)	③	③ 管理職候補者となる女性の育成に取り組む企業に対する支援を強化する。また、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定が努力義務である中小企業に対しては、管理職に占める女性割合が低い業種等を中心に、企業訪問や電話相談等による行動計画策定の支援の充実等を行い、各企業における取組の加速を図る。さらに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報を掲載している「女性活躍推進企業データベース」について、検索機能の改善等利便性の向上を図るとともに、より多くの企業の情報掲載が進むよう働きかけを行う。	中小企業のための女性活躍推進事業	平成28年4月に全面施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)により、従業員数301人以上の事業主について一般事業主行動計画の策定が義務づけられ、計画に基づく取組を推進していくこととなっている。 一方で、労働者の6割以上は、努力義務である300人以下の事業主に雇用されているのが実情であり、中小企業においても女性の活躍推進の重要性を理解し取組を加速化させていくことが我が国全体の女性活躍推進のためには重要である。そのため、中小企業のための女性活躍推進の事業として集中的に支援する取組を講じるもの。	常時雇用する労働者の数が300人以下の中小企業に対して、一般事業主行動計画策定等に向けた、電話相談、説明会等の支援を実施する。	286,512	-	-	285,885	-	-	-	-	厚生労働省	45
I	2	(5)	③		女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業	企業における女性の活躍推進の取組の加速化に向け、企業のインセンティブを強化するためには、女性の活躍推進に積極的な企業ほど労働市場で選ばれるという社会環境をつくっていくことが効率的かつ効果的である。 さらに平成28年4月からは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)が全面施行されていることも踏まえ、同法に基づく情報公表項目を中心に、一層の情報集約を行うとともに、ユーザビリティを高める必要がある。	「女性活躍推進企業データベース」について、企業情報一覧表示の際の絞り込み機能を新たに追加し、利便性の強化を図った。 引き続き、検索機能の改善等利便性の向上を図るとともに、より多くの企業の情報掲載が進むよう働きかけを行う。	136,018の内数	-	-	135,860の内数	-	-	-	-	厚生労働省	46
I	2	(5)	④		女性役員情報サイトの開設	女性の活躍推進は我が国の持続的成長のために不可欠であり、女性が企業の責任ある地位で活躍することは、人材の多様性がイノベーションを生むなど、企業の競争力強化にもつながる。 日本銀行において、設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業の株式を対象とするETF(指数連動型上場投資信託)の買入れが開始されたことも踏まえ、企業における女性役員数・比率や資本市場における女性活躍に係る情報を掲載した「女性役員情報サイト」を開設することで、女性の活躍に積極的な企業が資本市場で評価されるような取組を促進する。	上場企業における女性役員の状況(男女別の平均役員数、平均女性役員比率)、資本市場における女性活躍に係る情報等を掲載した「女性役員情報サイト」を今後開設予定。	-	-	-	-	-	-	-	内閣府	47	
I	2	(5)	④	④ 日本銀行において、設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業の株式を対象とするETF(指数連動型上場投資信託)の買入れが開始されたことも踏まえ、女性の活躍に積極的な企業が資本市場で評価されるような取組を促進するため、企業における女性の活躍状況等を評価し、人材投資や成長等を捉える指数が普及するよう、女性の役員に関する情報の見える化など情報提供の充実を図る。 また、これまでの「なでしこ銘柄」や「ダイバーシティ経営企業100選」、女性活躍推進法に基づく情報公表等の取組を踏まえ、女性の積極的な登用などにより、企業の成長性や収益性の向上につながるダイバーシティ経営の在り方を明確化するとともに、例えば、ダイバーシティ経営を促進する情報提供の在り方等、企業・投資家双方への訴求力を高める方策について議論する新たな検討の場を立ち上げ、本年度中に一定の結論を得る。	ダイバーシティ普及アンバサダー事業の実施	平成24年12月に発出した第二次安倍内閣以降、「女性活躍」を政府の最重要政策の一つと位置付け、成長戦略の推進や一億総活躍社会の実現に向けて、様々な取組を進めてきたところ。また、女性活躍を推進するためには、企業・経済社会において女性をはじめとする多様な人材がその能力を最大限発揮し、競争力を高めていくことが必要。そのため、企業の経営戦略としての女性活躍推進を進めていく。	企業における女性の活躍及びダイバーシティ経営の経営戦略的な意義を明確化し、普及啓発を図っていく。企業のみでなく投資家におけるダイバーシティ経営による企業価値の理解浸透を図るため、企業と投資家の対話の実施を検討するほか、東京証券取引所と共同で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を、「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって 魅力ある銘柄(「なでしこ銘柄」)として選定する。 また、女性を含め多様な人材の能力を活かして、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業を「新・ダイバーシティ経営企業100選」として表彰するとともに、先進企業による取組の紹介等を各地で行い、特に地方におけるダイバーシティ経営の普及啓発を強化する。 併せて、ダイバーシティ経営の在り方や企業・投資家に対するダイバーシティ経営の訴求力を高めるための方策について、検討を進める。 【これまでの取組状況】 ＜なでしこ銘柄＞ 平成24年度から開始し、平成27年度は45社を選定。 ＜ダイバーシティ経営企業100選＞ 平成24年度から開始し、これまでに174社(大企業93社、中小企業81社)を選定。 ＜検討会＞ 平成28年8月より「競争戦略としてのダイバーシティ経営(ダイバーシティ2.0)の在り方に関する検討会」の実施	195,025の内数	-	-	220,000の内数	-	-	-	ダイバーシティ経営の在り方や企業・投資家に対するダイバーシティ経営の訴求力を高めるための方策についての検討会の実施等	経済産業省	48

項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段				担当府省庁	通し番号					
								関係予算						法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	
				28年度当初予算(千円)	28年度一次補正予算(千円)	28年度二次補正予算(千円)	29年度予算要求(千円)											
I	2	(5)	⑤	⑤ 地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地方公共団体が女性活躍推進法に基づく推進計画を策定し、地域の実情に応じて、部局横断的に女性の活躍推進に関する施策を確実に実施できるよう支援を充実する。特に、女性活躍推進法に基づく協議会を活用し、女性の継続就業を支援するための仕組みづくりやこれまで女性の活躍が少なかった分野で活躍する女性の人材層の拡大等、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。	地域女性活躍推進交付金	平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」において、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、実施することが責務とされています。さらに、女性の活躍推進は一億総活躍の最も重要な柱となっており、これらを踏まえ、女性活躍推進法に基づき、地域の実情に応じた地方公共団体における女性の活躍推進に関する施策の実施を支援することにより、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。 (交付対象)地方公共団体 (補助率)10分の8(28年度二次補正) 2分の1(29年度要求) (交付上限) 都道府県 1,600万円(28年度二次補正) 1,000万円(29年度要求) 政令指定都市 800万円(28年度二次補正) 500万円(29年度要求) 市区町村 400万円(28年度二次補正) 250万円(29年度要求) (交付要件)女性活躍推進法第6条における都道府県推進計画・市町村推進計画をすでに策定、又は、策定を予定していること ※定量的な成果目標を設定。	-	-	300,000	500,000	-	-	-	-	内閣府	49	
I	2	(5)	⑥	⑥ 国連が女性職員の採用に力を入れている中、「国際機関における邦人職員増強戦略」を強力に推進し、2025年までに国連関係機関の日本人職員を1,000人とすることを目指す。特に、子育て等で一時休業をしている女性の国際機関への就職・復職支援の強化を行うとともに、国際機関に対する日本人採用の働きかけや、日本人留学生を含む次世代を担う若者などの潜在的に国際機関職員となり得る者への広報啓発活動等を強力に推進する。	国際機関邦人職員増強施策	国際機関に対して財政的貢献のみならず人的貢献を行うという観点及び国際機関における日本のプレゼンスを高めるという観点から、国際機関の日本人職員を増強し、国際機関における意思決定プロセスへの日本人職員の参画を促進することで、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現等を目指す。日本再興戦略2016工程表等において、「2025年までに国連関係機関の邦人職員数を1,000人とする」目標が掲げられている。	【JPO(Junior Professional Officer)派遣制度(拡充)】 給与等を外務省が負担して、将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を、原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積むことにより、将来における国際機関の正規職員になるために必要な能力を身に付け、ひいては国際機関に勤務する日本人職員の増強を図るもの。派遣終了後の定着率は約7割を超え、現職邦人職員の半数近くがJPO派遣出身者となっている。 【幹部職員の増強(新規)】 JPO同様、給与等の経費を負担し将来の幹部候補となる36歳以上の中堅日本人を国際機関に派遣し、勤務経験・実績を積むことにより、国際機関の幹部職員の増強を図るもの。また、国連常駐調整官(RC)のアセスメント受験に係る経費負担することで、日本人RCを増やし、国際機関の幹部職員の増強を図るもの。 【国際機関勤務経験者を一時的に外務省で雇用する定員の設置(新規)】 国際機関勤務経験者を外務省で活用することは極めて有用であり、経験者個々人にとっても、当該勤務経験は実績として国際機関選考の際に強みとなることから、そういった者を一時的に雇用するための定員を国際機関関係課室・在外公館に設置する。 【潜在的候補者の発掘・育成(新規・拡充)】 国際機関勤務経験者を活用した広報事業の実施、国際機関志望者や現役JPOに対するCV・面接対策等を実施する。	2,034,213	-	-	2,881,700	-	-	○	-	外務省	50	
I	2	(5)	⑥		平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業	紛争予防から紛争後の平和と安定や復興、開発に至る一連のプロセスにおいて、幅広い分野の文民専門家が必要とされている中で、我が国としても国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から国際社会の平和と安定に貢献するため、平和構築・開発分野の現場で活躍できる人材の育成に取り組むことが重要である。本事業で平和構築・開発分野を担う人材の育成・キャリア構築を支援することで、同分野の国際機関における我が国のプレゼンス強化が見込まれる。	平和構築・開発分野における文民専門家の発掘・育成・キャリア構築支援を目的として、各種研修コースを実施。具体的には今後平和構築・開発分野でキャリアを形成する意思を持つ若手を対象とした「プライマリー・コース」、同分野において更なる活躍を目指す実務家向けの「ミッドキャリア・コース」、JPO合格者を対象とした「JPO赴任前研修」を実施。その他にも国際機関等のポスト獲得に必要なスキル・知識を提供する「キャリア構築支援」、海外の関連機関との関係強化、国際機関等における人材ニーズ調査及び広報・人材発掘を行う。	130,743	-	-	128,723	-	-	-	-	外務省	51	
(6)キャリア形成支援																		
I	2	(6)	①		職業実践力育成プログラム(BP:Brush up Program for professional)認定制度	職業に必要な能力・知識を修得・更新・向上するため、大学・大学院等において再教育を受けたいと考える社会人は多く、そのニーズは高いものの、実際に大学等で学び直している社会人は少ないのが現状。 教育再生実行会議第6次提言及び日本再興戦略改訂2015を踏まえ、平成27年7月31日に、「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」(平成27年文部科学省告示第124号)が公布・施行され、大学等のプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な課程を「職業実践力育成プログラム」(BP:Brush up Program for professional)として文部科学大臣が認定して奨励する仕組みを創設した。	大学等のプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大するため、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定することにより、社会人の学び直しを推進する。 また、厚生労働省の教育訓練給付制度と連携しており、「職業実践力育成プログラム」(BP)のうち、専門実践教育訓練として厚生労働大臣の指定を受けた講座を受講する社会人は、教育訓練給付金を受給することができる。	-	-	-	-	-	-	-	-	毎年大学・大学院・短期大学・高等専門学校を対象に新規公募を行い、有識者による審査を行った上で、「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定。	文部科学省	52
I	2	(6)	①	① 大学等において社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大し、女性の学び直しを一層促進するため、文部科学大臣が認定する社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラム(職業実践力育成プログラム(BP:Brush up Program for professional))の認定件数を拡大し、出産・育児・介護等で一旦離職した女性の再就職や、職場のリーダー等を目指す女性のためのキャリアアッププログラムの充実を図る。 あわせて、出産・育児等から職場復帰する女性について、キャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発等更なるキャリア形成支援策を関係省庁が連携して検討するとともに、中長期的なキャリア形成に資する教育訓練の受講について専門実践教育訓練給付により支援する。	労働者等のキャリア形成・生産性向上に資する教育訓練開発プロジェクト	人口減少局面を迎える中、労働者一人一人の労働生産性向上が不可欠であるため、出産・育児から職場復帰を図る女性や非正規雇用の若者等のキャリア形成上の課題解決を通じた労働者等のキャリアアップ、ひいては生産性向上に資する教育訓練プログラムについて、産業界との連携や職業能力評価基準の活用等を通じて開発・普及し、専門実践教育訓練給付制度における継続的な活用を図る。	キャリア形成上の課題の解決を通じた労働者のキャリアアップに資する教育訓練プログラムについて、以下の方法により産業界との連携や職業能力評価基準の活用等を通じて開発する。 ●教育訓練機関に対し、以下の対象者・分野を設定した教育訓練プログラムの開発を委託 (計10プロジェクト) ・非正規雇用から正規雇用への転換を図る若者等 ・出産・育児からの職場復帰(キャリアアップ)を図る女性 ・生産性向上のための高度IT人材育成、中高年のキャリアアップ 等 ●1プロジェクト当たり年間2千万を上限として、最大3年間委託 ●成果(カリキュラム等)は、全国教育訓練機関に展開し、専門実践教育訓練給付制度の対象プログラム等として、継続的に活用	-	-	-	201,180	-	-	-	-	厚生労働省	53	
I	2	(6)	①		教育訓練給付金(専門実践教育訓練)	非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジし安定的に働くことができるよう、教育訓練給付(受講費用の2割を支給、給付上限10万円)を拡充し、中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な職業能力の習得を支援する。	被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付するもの。 支給要件:被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)で、当該訓練開始日前10年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。 給付水準:教育訓練に要した費用の40%相当額(上限年間32万円)を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給。加えて、訓練修了後1年以内に、資格取得等し、被保険者として雇用された又は雇用されている場合には、当該教育訓練に要した費用の20%相当額(上限年間16万円)を追加支給。 対象訓練:専門的・実践的であると認められる訓練について指定。	9,566,160	-	-	11,005,015	-	-	-	-	厚生労働省	54	

項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	関係予算					政策手段				担当府省庁	通し番号
								28年度当初予算 (千円)	28年度一次補 正予算(千円)	28年度二次補 正予算(千円)	29年度予算要求 (千円)	法令・制 度改正	税制改 正要望	機構定 員要求	その他			
I	2	(6)	②		マザーズハローワーク事業	このため、訓練受講を希望する子育て女性等への支援を強化するため、マザーズハローワークにおける訓練関係業務のワンストップ化するほか、訓練の受講を育児との両立が困難なことを理由に諦めることにならないよう、求職者支援制度の見直しの検討を実施する。	子育て中の女性等を対象に、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人の確保等、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。	3,029,437	-	-	3,448,805	-	-	-	-	厚生労働省	55	
I	2	(6)	②	② 特に育児等による制約がありながらも再就職して活躍を希望する女性について、マザーズハローワーク、マザーズコーナーにおける支援を強化する。また、それらの女性が再就職に向けた訓練を受けやすくなるよう、訓練受講要件の緩和等の関連制度の見直しを検討するほか、公的職業訓練におけるeラーニングを試行実施し、活用方策を検討するとともに、短時間の訓練コースの設定や、訓練受講の際の託児サービス支援の提供を推進する。	職業訓練受講者に対する支援の強化	雇用情勢が着実に改善する状況において、すべての人が活躍できる社会を実現するため、安定した雇用に就くことを求める方々に対する能力開発機会を提供することが重要であり、特に育児等を機に離職した女性は、雇用から離れていた期間があるため、再就職のための能力開発が必要となる。このため、訓練受講を希望する子育て女性等への支援を強化するため、マザーズハローワークにおける訓練関係業務のワンストップ化するほか、訓練の受講を育児との両立が困難なことを理由に諦めることにならないよう、求職者支援制度の見直しの検討を実施する。	子育て女性等の就職可能性を高めるため、マザーズハローワーク(21所))に訓練専門の就職支援ナビゲーター等を配置し、職業訓練情報の提供、受講の申込み等の受講のあっせん機能を強化するとともに、職業訓練受講給付金の支給、訓練終了者に対する就職支援までをワンストップで実施する。また、子育て女性等が再就職に向けた訓練を受けやすくなるよう、訓練受講要件の緩和等の関連制度の見直しについて、労働政策審議会において今年度中に検討を実施する。	159,665	-	-	246,533	○	-	-	-	厚生労働省	56	
I	2	(6)	②		公的職業訓練におけるeラーニング手法の導入に向けた調査検証	eラーニングは、育児等により家庭的に制約を抱える親等にとって、利用しやすい職業能力開発施策の有望なツールの一つとなる可能性がある。他方、受講状況確認手法が確立されておらず、また中断率が非常に高いといった課題があり、eラーニングを公的職業訓練と位置づけて実施する状況が整っていない状況にある。このため、eラーニングにおける受講確認方法等、公的職業訓練としての実施に当たった課題について、具体的方策を検討し、実際に検証することにより、公的職業訓練への活用方策を検討する。	ひとり親家庭の親等家庭的制約を抱える者等の求職者に対するeラーニングの試行的実施及び効果的な受講確認方法等の検証を行う。 (取組状況) 平成28年5月に実施通達を発出、9月に有識者による検討委員会を立ち上げ、11～1月に試行訓練を実施する。平成28年度末に、公的職業訓練への導入可能性を検討した結果報告書を取りまとめる予定。	67,674	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省	57	
I	2	(6)	②		公的職業訓練における託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コースの推進	少子高齢化が進み労働力不足が懸念される我が国において、女性が活躍できる社会の実現が重要な課題となっており、公的職業訓練において、結婚・出産・育児等を機に離職した女性が再就職できるよう、育児と能力開発の両立を支援する取り組みを推進する必要がある。子育て中の女性が職業訓練を受講できるよう、託児サービス支援付きの訓練コースを提供するとともに、1日の訓練時間数を短く設定した短時間訓練コースの設定等を促進する。	公的職業訓練において、託児サービス支援付きの訓練コース及び短時間訓練コースの設定等を促進する。 (取組状況) ・託児サービス支援付きの訓練コースについて、公共職業訓練において委託訓練では平成22年度から、施設内訓練では平成27年度から実施 ・短時間訓練コースについて、公共職業訓練において平成27年度から実施 ・求職者支援訓練においては、両コースを平成28年10月から実施予定	837,627	-	-	757,751	○	-	-	-	-	厚生労働省	58
(7)女性の新しいキャリア・ステージの形である起業に対する支援の強化																		
I	2	(7)	①②	① 潜在的起業希望者から事業成長に課題を抱える創業間もない女性起業家まで、多種多様なニーズに応えることができるよう、地域の金融機関、産業・創業支援機関、NPO、起業経験者等からなる「女性起業家等支援ネットワーク」を全国に構築する。これにより、女性起業家及び支援機関の取組の成功事例の発信強化やきめ細やかなニーズの吸い上げ、ロールモデルとなる先輩起業家も含め女性起業家同士がつながることのできる交流の場の整備等により、これまでの成果を踏まえた伴走型の支援を行い、創業時だけでなく、事業継続時においても有益な支援が得られる環境を整備する。 その際、研修やセミナー等の開催時には、託児・一時預かりサービスの提供や、女性が参加しやすい日時の設定など、多様な女性のニーズに応じた配慮を行う。 ② 起業のステージに応じた様々な課題の解決に資する支援措置や、起業・創業に関するセミナー及びイベント等の情報をワンストップで収集することができるよう、ポータルサイトの開設等により、女性起業家が必要とする情報を円滑に入手することができる仕組みを整備する。	女性起業家支援体制の充実	平成24年12月に発足した第二次安倍内閣以降、「女性活躍」を政府の最重要政策の一つと位置付け、成長戦略の一環として、様々な取組を進めてきたところ。「女性活躍加速のための重点方針2015(平成27年6月26日「すべての女性が輝く社会づくり本部」決定)」には、「女性が起業を通じてその個性と能力を発揮できるよう、地域における金融機関、創業・産業支援機関、地元企業、起業経験者等の様々な関係者が連携し、女性の起業を支援する体制を整備する」ことが掲げられている。	経済産業省では、女性の起業を支援するため、地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者・NPO等を中心とした「女性起業家等支援ネットワーク」を全国10箇所で形成する。起業を志すあらゆる段階にいる女性や、事業成長に課題を抱える創業間もない女性起業家を確実にフォローできる体制をネットワーク内に構築し、女性起業支援メニューの充実、既存の起業家支援施策への橋渡し等、女性のニーズに応じたきめ細やかな支援を行う。また、支援措置や、セミナー及びイベント等の情報をワンストップで収集できるポータルサイトの開設等により、女性起業家が必要とする情報を円滑に入手することができる仕組みを整備する。さらに、女性起業家支援を効果的に行うことのできる人材の育成強化を図るため、ネットワーク構成機関への研修を実施する。	195,025の内数	-	-	220,000の内数	-	-	-	-	経済産業省	59	
I	2	(7)	③	③ 男女共同参画センターが「女性起業家等支援ネットワーク」と連携し、地域の女性起業支援の拠点として、様々な女性のニーズに配慮しつつ、女性起業家に対する企業とのマッチング等の支援を行うことを促進し、起業後の事業継続を支援する。	地域女性活躍推進交付金	平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」において、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、実施することが責務とされている。さらに、女性の活躍推進は一億総活躍の最も重要な柱となっており、これらを踏まえ、女性活躍推進法に基づき、地域の実情に応じた地方公共団体における女性の活躍推進に関する施策の実施を支援することにより、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。 (交付対象)地方公共団体 (補助率)10分の8(28年度二次補正) 2分の1(29年度要求) (交付上限) 都道府県 1,600万円(28年度二次補正) 1,000万円(29年度要求) 政令指定都市 800万円(28年度二次補正) 500万円(29年度要求) 市区町村 400万円(28年度二次補正) 250万円(29年度要求) (交付要件)女性活躍推進法第6条における都道府県推進計画・市町村推進計画をすでに策定、又は、策定を予定していること ※定量的な成果目標を設定。 本交付金の活用について、男女共同参画センターに対し周知を行うことにより、男女共同参画センターが「女性起業家等支援ネットワーク」と連携し、地域の女性起業支援の拠点として、様々な女性のニーズに配慮しつつ、女性起業家に対する企業とのマッチング等の支援を行うことを促進し、起業後の事業継続を支援する。	-	-	300,000の内数	500,000の内数	-	-	-	-	内閣府	60	
I	2	(7)	④	④ 女性の起業に関する社会の理解をさらに深めるよう、女性起業家の事例等も含めた情報提供などを進める。	男女共同参画推進連携会議	男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、男女共同参画会議と協力しつつ、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進するため、有識者18人と民間・NPO等の団体から推薦された議員98人(平成28年8月現在)からなる「男女共同参画推進連携会議」を平成8年9月に設置した。また、男女共同参画をめぐる個別具体的な課題の解決に向け、積極的な活動を行うため、平成27年10月より「女性の起業支援チーム」を連携会議内に組織した。	「女性の起業支援チーム」において、関係府省庁や地方自治体、関係団体等と連携しつつ、チーム構成団体のネットワーク等を通じ、女性起業家の優れた取組事例や、女性起業支援制度等に関する情報を収集し、共有・発信することで、構成団体関係者の理解促進とともに、団体同士の連携推進や女性の起業に必要な支援策等について検討している。また、収集した事例・情報について、対外的に積極的な情報発信に努めることとしている。	19,541の内数	-	-	19,541の内数	-	-	-	-	内閣府	61	

項目		重点方針2016該当箇所		該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								担当府省庁	通し番号		
							関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他				
								28年度当初予算 (千円)	28年度一次補 正予算(千円)	28年度二次補 正予算(千円)	29年度予算要求 (千円)							
(8)農山漁村における女性リーダーの育成																		
I	2	(8)	①	① 経営力向上やビジネス発展につながるような実践的な研修を実施することにより、将来的に地域農林水産業の振興・活性化をリードし、農山漁村において政策・方針決定過程への参画や指導的地位を担うことのできる女性の人材プールを厚くするための人材育成支援を充実する。また、女性の活躍推進に取り組む農業法人等の認定・表彰を通じ、女性が活躍する先進的取組を全国に拡大するとともに、男性の農業経営者等における女性活躍の重要性に対する理解増進のための啓発活動を進め、農業法人等における女性の登用拡大を推進するなど、女性の農林漁業者がその能力を最大限に発揮できるような環境整備を促進する。	輝く女性農業経営者育成事業	女性は基幹的農業従事者の約4割を占め、女性が参画している農業経営体は売上や収益が向上する傾向があるなど、農業や地域の活性化において重要な役割を果たしており、農業を成長産業として発展させていくためには、既成概念にとらわれず、新たな発想で農業経営に取り組む女性の能力を最大限に活かすことが重要である。 このため、女性農業者の活躍促進及び農業で新たにチャレンジする女性のビジネス発展を支援し、女性農業経営者の育成に資するよう実施する。	次世代リーダーとなる女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性のビジネス発展を支援。 また、「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化するとともに、女性の活躍推進に取り組む農業法人等を認定・表彰し、女性が活躍する先進的取組を全国に拡大。	110,263	-	-	110,263	-	-	-	-	農林水産省	62	
(9)国際的な取組の推進																		
I	2	(9)	①	① 国際女性会議WAWを開催し、我が国の女性関連施策を国際社会に向けて発信するとともに、海外の好事例や知見を国内に共有することを通じ、我が国全体としての女性参画の拡大、人材育成の機運醸成を図る。	国際女性会議WAW!の開催	我が国は、安倍政権の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、2014年から東京において国際女性会議WAW! (World Assembly for Women)を開催している。 本会議は、女性・ジェンダー問題について日本の取り組みをアピールし、併せて国際的な意識向上・啓発を推進することが目的である。2回目となる2015年は、8月28日～29日に東京都内で開催し、国内外から約150名の女性分野で活躍するリーダーらが参加し、のべ2千人が傍聴した。また、参加者のアイデアや提案が「WAW! To Do 2015」として取りまとめられ、国連文書として発出された(A/C.3/70/3)。 同会議は毎年の開催を予定しており、将来的に、同会議を女性分野における中核的な国際フォーラムに発展させ、国際社会における女性の活躍促進の議論を主導していくことを目指している。	女性活躍推進に貢献している国内外の著名人(政府関係者、有識者、財界人、メディア関係者他)の参加を得て、基調講演及びパネルディスカッションによる公開フォーラムを実施すると共に、テーマ別のラウンドテーブル(複数の小グループ会合により構成)を行う。また、同会議に際して全国で開催される女性関連イベントとの協力事業を実施。	95,399	-	-	91,547	-	-	-	-	外務省	63	
I	2	(9)	②	② アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流で架け橋になっている女性の活躍に焦点をあて、これまでの貢献に感謝するとともに、シンポジウムや国際交流の場を通じて知見の交換及びネットワーキングを行う。これらを通じ、女性の視点から、日本とアジア・太平洋諸国の友好・信頼関係の更なる深化を図る。	アジア・太平洋輝く女性の交流事業	○アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流で架け橋になっている女性の活躍に焦点をあてるとともにシンポジウムや国際交流の場を開催することなどにより、女性の視点から、日本とアジア・太平洋諸国の友好・信頼関係の更なる深化を図る。 ○シンポジウムでは、様々な分野における女性たちの活躍の実態、アジア・太平洋諸国と日本の両方での経験から感じた魅力や課題を共有したうえで、女性活躍のロールモデルを示す。 ○国際交流の場では、更なる活躍を促すための、架け橋として活躍している女性及び支援者等の知見の交換及び交流(ネットワーキング)を行う。 ○さらに、架け橋女性の視点から見た日本の魅力を、パンフレット等の作成・配布等を通じて、国連婦人の地位委員会(CSW)やAPEC女性と経済フォーラム等の国際的な場で効果的に世界に向けて発信する。 ○平成28年度から5か年にわたり実施することを想定。	(1)「架け橋として活躍している女性」及び架け橋女性から見た日本の魅力に関する調査 「架け橋女性」等は以下を想定 ①日本で活躍しているアジア・太平洋諸国の女性 ②アジア・太平洋諸国で活躍している日本人女性 ③かつて日本で暮らし、母国に戻るなどして日本との架け橋となっているアジア・太平洋諸国の女性 ④日本国内においてアジア・太平洋諸国と深い関わりを持った事業を行っている日本人女性 ⑤架け橋女性と関係する国内外の企業・教育機関・団体等 (2)シンポジウムや国際交流会議の開催 シンポジウム:「架け橋として活躍している女性から見た日本の魅力(仮)」をテーマとしたシンポジウムの開催 国際交流会議:日本及びアジア・太平洋諸国で活躍する架け橋女性及び関係者等の交流会の開催 (3)総理・関係閣僚との懇談の場を設ける	61,982	-	-	61,982	-	-	-	-	内閣府	64	
(10)職種・分野ごとの取組推進																		
I	2	(10)	①		女性海上保安官の活躍推進	今後の女性海上保安官の採用・登用の拡大のため、巡視船艇等の建造時から、女性海上保安官等の意見を踏まえつつ、巡視船艇等における女性に配慮した設備の整備等、女性が働きやすい環境整備を推進する必要がある。	巡視船艇等の建造に際し、女性職員の意見を踏まえつつ、女性に配慮した設備を備えた巡視船艇等の整備を推進する。	27,457,817の内数	-	38,813,653の内数	19,105,750の内数	-	-	-	-	海上保安庁	65	
I	2	(10)	①	① 海上保安官や自衛官などの女性の採用・登用の拡大のため、女性職員、女性隊員等の意見を踏まえつつ、例えば船舶や艦艇、隊舎等における女性に配慮した設備の整備等、女性が働きやすい環境整備を進める。加えて、女性職員等に対する研修を充実させる。	女性海上保安官の活躍推進	海上保安庁は、海上の安全及び治安の確保を図るため、離島を含む全国各地において24時間体制で業務を遂行しているが、このような勤務環境は女性職員をはじめとした育児・介護等の事情を抱える職員には厳しいものであり、将来への不安を抱える女性職員も少なくない。一方で、当庁の業務は巡視船艇等の運行や警備、救難等に代表される業務に関する知識技能の習得に多くの時間を要することから、こうした知識技能を有する女性職員の離職は組織にとってもマイナスである。したがって、女性職員の不安を解消し、継続して働き続けられる職場環境を整備する必要がある。	・若手女性職員の業務意識・キャリア意識の向上、不安の解消と活躍の推進のため、本庁及び各管区において若手女性職員を対象とした研修を実施する。 ・職員に男女共同参画の意識を醸成するため、海上保安大学校、海上保安学校学生に対する男女共同参画に関する研修を実施する。 ・各個人の将来を見据えた業務への取り組み・キャリアパスを想定した異動希望の提出等ができるようにするため、保安学校学生に対し、人事についての知識を付与し、今後のキャリアパスを考えさせる研修を実施する。 ・結婚や出産等により働き方が変わる転換点にある女性職員が、自身のライフイベントを踏まえ、辞職を選択せず、仕事と家庭を両立させ、働き続けられるキャリアプランについて人事担当者や情報共有するため、人事担当者により面談(キャリア面談)を実施する。	4,393	-	-	4,393	-	-	-	-	海上保安庁	66	
I	2	(10)	①		女性自衛官の採用・登用の拡大のための勤務環境の整備	防衛省においても、女性活躍推進法(平成27年法律第64号)に基づき、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく防衛省特定事業主行動計画」や「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」(平成27年1月防衛省女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部決定)に基づき、女性職員の採用・登用の拡大を進めている。 特に、自衛官については、その職務の特殊性から、起床から消灯までの集団行動を伴う教育や訓練などが行われる機会が多い。また、幹部自衛官以外の者については、原則として駐屯地・基地内に居住する義務を負っており、自衛官にとって、駐屯地等は、勤務する場であるとともに、生活する場であるという側面を併せ持っている。 以上のことから、女性の採用・登用を更に拡大していくためには、女性用浴場の新設等、女性が働きやすい環境を整備するための施設整備が必要である。	女性の採用・登用の更なる拡大に向けた、女性隊員が働きやすい環境を実現するための施設整備 ・女性用浴場の新設、増設 ・演習場の廠舎建替え(女性用区画を整備) など	896,275 ※	-	-	1,532,786 ※	-	-	-	※額は契約ベースの額	防衛省	67	
I	2	(10)	②	② 女性の視点を一層反映した警察運営を図るため、各都道府県警察において策定された女性警察官採用拡大計画に基づき、女性警察官の採用拡大及び能力、実績に応じた幹部登用を積極的に推進する。	地方警察官採用募集活動に係る国の事業の強化	地方警察官の採用者数は、退職者数の増加や増員により平成13年度から急増し、平成14年度以降14年連続して1万人を超えている。反面、少子化の影響や近年の民間企業による採用募集活動の積極化等に加え、女性の採用・登用拡大に伴い、平成23年度に比べ、女性の競争倍率が低下しているなど採用情勢は依然として厳しい状況であることから、警察庁として各都道府県警察の採用募集活動に対する更なる支援を行っていく必要がある。	女性対象合同企業説明会に参加し、都道府県警察と共に警察官の魅力・やりがいをアピールするとともに、女子学生を対象とした女性警察官業務説明資料を作成し、当該説明会で活用したり、各都道府県警察に配布したりしている。	3,150	-	-	4,966	-	-	-	-	警察庁	68	

項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							担当府省庁	通し番号		
								関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求			その他	
				28年度当初予算(千円)	28年度一次補正予算(千円)	28年度二次補正予算(千円)	29年度予算要求(千円)											
I	2	(10)	③	③ 消防吏員や消防団員等、消防・防災の現場で活躍する女性の参画を拡大するため、女性が活躍する職業・分野としての消防の広報活動の強化等、入団・採用拡大のための取組をより一層促進する。また、消防署所、消防団拠点施設等における女性専用の施設整備への充実した支援を進めるとともに、幹部に対する女性活躍の重要性への理解促進や女性消防吏員・女性消防団員に対する研修機会の拡大を推進する。	女性消防団員の加入促進	地域住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たす消防団について、消防団員総数が減少する中、女性消防団員は年々増加しているところであり、女性が未加入の消防団においては、女性消防団員の入団について真剣に取り組むこと、すでに女性消防団員が所属している消防団においては、さらに積極的な女性の消防団への加入促進を図ることを働きかける。	○女性の消防団への積極的な加入促進について、通知等により働きかける。 ○全国の女性消防団員が一室に会し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深める全国女性消防団員活性化大会を開催し、女性消防団員の活動をより一層、活性化させる。 ○女性や若者をはじめとする消防団加入促進を目的とする取組について、都道府県及び市町村から提案を受け、その中から他の地域の参考となるような先進的な取組を委託調査事業として採択し、実施・検証を経て全国展開していく。	97,510	-	-	116,510	-	-	-	-	消防庁	69	
I	2	(10)	③		女性消防吏員の更なる活躍	○ 消防の分野において、平成28年4月1日現在、全国の消防吏員に占める女性の割合は2.5%と低水準。 ○ 消防庁では、平成27年7月29日、消防庁次長から都道府県知事あてに、消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について通知を発出した。 ○ 消防庁としても、消防サービスの向上、消防組織の活性化のためには、女性消防吏員の活躍推進を大きく進めることが必要。 (注)消防吏員：階級を持ち、消火活動中の緊急措置等、消防法上の権限を有する者。	○ 消防吏員を目指す女性を増加させるため、女子学生を対象とした職業説明会やポスター等による広報を実施する。 ○ 女性の採用が進んでいない消防本部に対してアドバイザーを派遣する等により、消防本部における女性の活躍に向けた取組を支援する。 ○ 消防大学校の教育訓練に加え、消防学校への講義支援等を充実させるとともに、消防大学校を卒業・修了した女性消防吏員のネットワークを構築する。 ○ 消防署所等における女性専用施設の整備に対して財政支援を行う。	47,362	-	-	60,203	-	-	-	-	消防庁	70	
I	2	(10)	④		輝く女性農業経営者育成事業	女性は基幹的農業従事者の約4割を占め、女性が参画している農業経営体は売上や収益が向上する傾向があるなど、農業や地域の活性化において重要な役割を果たしており、農業を成長産業として発展させていくためには、既成概念にとらわれず、新たな発想で農業経営に取り組む女性の能力を最大限に活かすことが重要である。 このため、女性農業者の活躍促進及び農業で新たにチャレンジする女性のビジネス発展を支援し、女性農業経営者の育成に資するよう実施する。	次世代リーダーとなる女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性のビジネス発展を支援。 また、「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化するとともに、女性の活躍推進に取り組む農業法人等を認定・表彰し、女性が活躍する先進的取組を全国に拡大。	110,263	-	-	110,263	-	-	-	-	農林水産省	71	
I	2	(10)	④		建設業における女性活躍の推進 (「建設業女性定着モデル」推進パッケージ)	建設業においては、従事者の高齢化や若年入職者の減少等により、将来の担い手の育成・確保が喫緊の課題となっている。こうした状況下、建設業での女性の活躍は、業界に新たな活力や刺激をもたらすほか、性別を問わずあらゆる世代に対して業界の魅力を高め、担い手育成・確保に向けた原動力となるような好循環が期待される。このため、女性の更なる活躍を国内人材育成・確保策の柱の一つに位置づけ、業界の全体の活性化と将来の担い手育成・確保を図る必要がある。 平成26年8月に官民共同で策定した「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を受け、5年以内の女性倍増を目指し、官民挙げた様々な取組が実施されているところ。	「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を踏まえ、官民が連携して女性技術者・技能者の5年以内の倍増を目指す。平成29年度予算要求においては、地域ぐるみの活動の更なる深化・定着とともに、建設業における女性進出で大きな課題とされる分野への重点対応(①女性活躍を推進する広報活動の展開、②女性活躍事例等の業界へのフィードバック、③女性向けの教育、育成メニューの開発・展開)を図ることで、女性の更なる活躍に向けた総合的な対策を「パッケージ」で推進する必要がある。	55,000	-	-	81,000	-	-	-	-	国土交通省	72	
I	2	(10)	④	④ 建設業や造船業、運輸業、農林漁業などにおける女性の活躍推進に向けて、 ・女性も働きやすい職場環境の整備や関連する調査研究 ・業務の魅力に関するPRや、就業継続に向けた企業等関係者への研修 ・「i-Construction」の推進などICTの活用や施工時期の平準化等を進め、安全性の向上や業務効率化等による仕事と生活の調和の推進 ・女性従業員の能力開発など女性の活躍推進に取り組む企業や農業法人等の認定・表彰などの取組を総合的に進める。	自動車運送事業等における人材の確保・育成等に向けた普及啓発活動	自動車運送事業等の就業構造は、中高年層の男性労働力に依存した状態であり、女性の就労者が少ない状況にあることから、女性の新規就労・活躍を促進することが必要。	①タクシーにおける女性ドライバーの新規就労・定着に取り組む事業者を認定し、認定事業者を国土交通省HPで紹介する等 ②トラガール促進プロジェクトサイト(国土交通省HP)を通じた情報発信・普及啓発 ③自動車関係団体で構成される自動車整備人材確保・育成推進協議会と連携して、女性も訴求対象としたPRポスター等による自動車整備士のPR活動を実施	91,390の内数	-	-	112,351の内数	-	-	-	①「女性ドライバー応援企業」認定制度 ②HPでの情報発信・普及啓発 ③官民が協力した自動車整備のPR活動の推進	国土交通省	73	
I	2	(10)	④		i-Constructionの推進	建設現場においては技能労働者約340万人のうち、約110万人が10年間で離職することが予想されている。労働力が減少し続けるとしても、経済成長を続けていくため生産性を向上させることが必要であり、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスにおいて抜本的に生産性を向上させるためにi-Constructionを推進する。	・測量・施工・検査等の全プロセスでICTを活用し、建設現場の生産性の向上を図るとともに、「賃金水準の向上」、「安定した休暇の取得」、「安全な現場」、「女性や高齢者等の活躍」など、建設現場の働き方革命を実現を目指す。 ・ICT土工等のトップランナー施策(ICTの全面的な活用、全体最適の導入、施工時期の平準化)の着実な推進をはじめ、土工以外へのICTの導入、コンソーシアムを通じた研究開発の推進、地方公共団体発注工事への普及促進等に取り組む。	-	-	59,940	337,769	-	-	-	-	国土交通省	74	
I	2	(10)	④		造船業における人材の確保・育成	背景： ・造船業は、国内立地型の輸出産業として我が国経済を支えるとともに、裾野の広い労働集約型産業として地域の雇用と経済を支える重要な産業。近年、高性能・高品質の日本建造船への回帰によって、世界の新造船受注シェアを回復。 ・世界の新造船建造シェア3割の獲得(生産量7割増)による輸出拡大と地方創生を目指す「海事産業の生産性革命(i-shipping)」を実現するためには、現場生産性の向上等に加え、人材の確保・育成が不可欠。 ・造船業には女性が活躍できる職域が多くあるものの、力仕事のイメージが強く、他業種に比べ女性比率が低い。一億総活躍社会の実現に向け、地方における女性の社会進出推進のために、造船業の貢献が期待。 目的： ・造船業における人材の確保・育成の取組みを推進することにより、造船業の持続的な発展と地域経済・雇用の拡大を図る。	・女性を含む造船業を目指す若者の拡大を図るため、地域中小造船が連携したインターンシップの推進、魅力ある新教材の作成等教育体制の改革強化の取組を推進し、それぞれの成果を地域で普及させる。 ・造船業における女性活躍推進、魅力ある職場環境への改善等に向けた取組を促進する。具体的には、造船業及び他産業での女性活躍の先進事例の調査、啓蒙パンフレットの作成、女性の造船労働体験モニター事業の実施、経営者向け女性活躍推進のための環境改善指針等を作成するとともに、これらの成果の展開を図る。	88,000の内数	-	-	99,838の内数	-	-	-	-	交通政策審議会において、平成28年6月3日に答申「海事産業の生産性革命(i-Shipping)による造船の輸出拡大と地方創生のために推進すべき取組について」がとりまとめられた。その中で、女性活躍促進等の環境整備を推進することとされている。	国土交通省	75
I	2	(10)	⑤	⑤ 学校教育現場の管理職(校長、教頭等)における女性の割合が低い現状を踏まえ、女性教員が管理職への昇任を希望し、実現することが容易になるよう、管理職への昇任を希望する教員等が参加する各種研修等で女性の参加割合について数値目標を設定し、女性管理職を増やすとともに、女性の管理職登用対象者への意識啓発を促進する。	各種研修等への参加教員における女性枠の設定及び女性管理職登用に向けた意識づけ、ネットワークへの参加促進。	学校教育の現場においては、女性教員の割合に比して、教頭以上に占める女性の割合が低いという実態がある。女性教員が管理職を希望しない理由として、仕事と家庭の両立が難しい、責任が重たすぎる、一教諭として児童・生徒に向き合いたいなどの意見があることから、これらに対応した取組を進める。	独立行政法人教員研修センターが主催する研修において、女性教職員の参加割合についての数値目標を設定するとともに、推薦者への女性の積極的な推薦を促すことで、女性教職員の研修への参加を促進する。	-	-	-	-	-	-	-	独立行政法人教員研修センターが実施する各種研修等の女性参加率の目標値設定等	文部科学省	76	
I	2	(10)	⑤		公立学校教職員の育児休業取得の実態把握	学校現場における女性教員の仕事と家庭の両立に資するべく、育児休業取得の実態把握等を行い、男女ともに仕事と育児の両立が図られる学校現場の形成に資する取組を推進する。	毎年度実施している「公立学校教職員の人事行政状況調査」において、公立学校教職員の育児休業等の取得実態について調査を実施する。	-	-	-	-	-	-	-	実態調査	文部科学省	77	

項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							担当府省庁	通し番号		
								関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求			その他	
								28年度当初予算 （千円）	28年度一次補 正予算（千円）	28年度二次補 正予算（千円）	29年度予算要求 （千円）							
I	2	(10)	⑥		地域における男女共同参画促進に関する実践的調査・研究	男女共同参画社会基本法では、国は、地方公共団体の実施する施策及び民間の団体が行う活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずることとされており、平成27年12月に策定した第4次男女共同参画基本計画では、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、地域活動における男女共同参画を推進することとしている。 また、男女共同参画社会の形成を促進するためには、国の取組はもとより、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が有機的な連携を保ちつつ、取組を展開することが重要。 このため、国、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が意見交換等を行い、男女共同参画社会づくりに向けた取組の気運を醸成する。	女性の参画が進んでいない自治会や自主防災組織等、地域に根差した組織・団体の実態把握や、女性の参画が進まない要因や課題等の分析、就業している男女等、多様な住民が参加しやすい地域活動の在り方の検討等、男女共同参画の視点からの地域における課題等について調査・研究を行う。	4,922	-	-	4,922	-	-	-	-	内閣府	78	
II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																		
1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶																		
(1) 性犯罪への対策の推進																		
II	1	(1)	①		性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。	8,986	-	-	9,993	-	-	-	-	内閣府	79	
II	1	(1)	①		性犯罪・性暴力被害者支援体制整備等促進交付金	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「センター」という。）の設置数については、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、平成32年までに各都道府県に最低1か所の成果目標が設定されたところ。 センターを開設した都道府県が半数を超える状況の下、全都道府県でのセンターの設置及びセンターの安定的運営が可能となるよう、地方公共団体の取組を更に促進するための交付金を創設することを目的とする。	センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する（1／2又は1／3を補助）。 【交付対象経費】 ＊都道府県・指定都市が負担した「相談センター」の運営に要する経費 ＊都道府県が負担した警察に相談をしなかった被害者の医療費等 ＊都道府県が実施する協力病院等の医療関係者や支援者対象の研修に係る経費 ＊都道府県が実施するセンターの広報に係る経費 など	-	-	-	260,908	-	-	-	-	内閣府	80	
II	1	(1)	①		性犯罪に対する厳正な対処等（医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備）	被害者が届出を躊躇している性犯罪に関して証拠資料の滅失防止を図り、被害の潜在化を防止する。	協力の得られる医療機関に対し、国費による性犯罪証拠採取セットをあらかじめ配備しておき、当該医療機関を受診した性犯罪の被害者のうち、警察への被害の届出を躊躇している者の身体から、当該医療機関の医師等をして必要があると認めたときに資料採取を行い、当該資料について警察への提出を求めるもの。 警察においては、性犯罪証拠採取キットを配備する医療機関の拡大を図るため、平成26年度は5都道県、平成27年度は10都道県において、同キットの医療機関への試行整備を実施しており、平成28年度は予算措置が図られたことから、現在配布先の医療機関を調整中。 平成29年度については、試行の結果等を踏まえ、拡大の可否等について検討中。	672	-	-	-	-	-	-	-	警察庁	81	
II	1	(1)	①		都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実	第2次犯罪被害者等基本計画に基づき開催された有識者検討会の提言を受け、警察庁において平成26年3月から、部外有識者による「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」が開催され、27年4月に、「一部の都県警察で運用されているカウンセリング費用の公費負担制度を国の支援・関与の下で全国展開していくことが望ましいこと」などを内容とする「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を取りまとめた。 これを受けて警察庁では、28年度予算において、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により予算確保した。	犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により、引き続き予算確保し、同制度の全国展開に向けた充実を図る。	28,156	-	-	28,156	-	-	-	-	警察庁	82	
II	1	(1)	①		性犯罪の罰則の在り方について、法制審議会の答申を踏まえた法改正を含む必要な措置の実施	性犯罪の罰則の在り方については、第3次男女共同参画基本計画において検討が求められていたほか、各方面からも様々な指摘があることなども踏まえ、法務省として、平成27年10月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問をした。同審議会の刑事法（性犯罪関係）部会においては、同年11月から調査審議が行われ、平成28年6月、強姦罪等の構成要件の見直しや非親告罪化などを内容とする要綱（骨子）が採決された。 今後、同審議会において更に調査審議がなされ、法改正すべきとの答申が得られた場合には、その内容を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる。	現在、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問について、法制審議会において調査審議中であるところ、同審議会の答申が得られた場合には、その内容を踏まえて、法改正を含む必要な措置を講ずる。	-	-	-	-	○	-	-	平成27年11月から平成28年6月までの間に、法制審議会の刑事法（性犯罪関係）部会において調査審議が行われ、今後、同審議会において更に調査審議がなされる予定。	法務省	83	
II	1	(1)	①		検察官等に対する研修の充実等	検察官等の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。	検察官等に対する各種研修・協議会等において、犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施している。	-	-	-	-	-	-	-	研修科目の充実	法務省	84	

項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段						担当府省庁	通し番号		
								関係予算				法令・制度改正	税制改正要望			機構定員要求	その他
				28年度当初予算(千円)	28年度一次補正予算(千円)	28年度二次補正予算(千円)	29年度予算要求(千円)										
(2)ストーカー事案への対策の推進																	
Ⅱ	1	(2)	①		ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成・配布	ストーカー事案について、地方公共団体の相談窓口において適切な支援を行うことを目的として、ストーカー被害者支援マニュアルを作成・配布し、その活用を図る。	地方公共団体の相談窓口におけるストーカー被害者支援の充実を図るため、ストーカー被害者等に対する相談対応等に関する支援マニュアルを作成・配布し、その活用を図る。	-	-	-	-	-	-	-	ストーカー被害者支援マニュアルを作成し、地方公共団体に配布するとともに、相談員向けの研修等においてその活用を図る。	内閣府	85
Ⅱ	1	(2)	①	①「ストーカー総合対策」や基本計画に基づき、引き続き、ストーカー事案への厳正な対処、ストーカー事案に係る被害者の一時保護等の被害者支援の推進、ストーカー被害の未然防止・拡大防止のための広報啓発の実施等に取り組む。 ストーカー事案への総合的な対策に取り組むため、被害の態様が多様化していることを踏まえた被害者支援のほか、加害者の抱える問題にも着目した対策等について検討を行う。	ストーカー事案等の人身安全関連事案への対策の推進	ストーカー事案については、全国警察を挙げて対応を強力に推進しているところであるが、平成27年のストーカー事案の相談件数は4年ぶりに減少したものの、法施行後から平成23年までに比べ、平成24年以降は高水準で推移しており、依然として重大事件に発展するものが見られるなど、既存の施策のみでは被害者等の生命・身体の安全を確保することが困難となっている。また、「ストーカー総合対策」の趣旨及び内容を踏まえたストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図っているところである。	○平成29年度において、 ・ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図るためのパンフレット・リーフレットの作成等 ・被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部を都道府県に補助 ・ストーカー事案の加害者に関する精神医学的・心理学的アプローチに係る経費の一部を都道府県に補助 ・多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組に関する調査研究 ・サイバーストーキングに関する調査研究及び警察官向け研修資料の作成 ・ストーカー事案等に係るシステムの機能高度化等を実施し、人身安全関連事犯への対策の推進を目指す。 ○ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等の強化のため、平成28年度における警察庁職員及び地方警察官の増員を措置した。 ○ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止のため、平成28年度地方財政計画に必要経費を計上し、ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品の貸出しを進めた。	129,428	-	-	110,819	-	-	○	地方財政計画	警察庁	86
Ⅱ	1	(2)	①		婦人保護事業	婦人保護事業は、売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること並びに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ることを目的としている。	婦人保護事業は、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子等の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。 ストーカー行為等の相手方への支援については、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第73号)により、婦人保護事業の対象として明確に位置付けられたところであり、適切な保護・支援を行うこととしている。 平成29年度要求予算においては、配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するよう要求を行うとともに、婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当の改善を行うよう要求を行っている。	2,239,971千円 + 7,309,066千円の内数	-	-	2,264,449千円 + 16,642,616千円の内数	-	-	-	-	厚生労働省	87
(3)配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等																	
Ⅱ	1	(3)	①	①市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。また、社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方について検討を推進する。	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 概ね平成30年度までにセンター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。	26,046	-	-	24,630	-	-	-	-	内閣府	88
Ⅱ	1	(3)	①		DV被害者のための相談機関案内サービス	平成26年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、男女とも約6割が配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」と回答している。この状況を踏まえ、被害者が相談しやすい最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)に簡便かつ迅速につながる環境整備を目的とする。	全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送するサービスを実施する。 また、内閣府で全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する(携帯カードを医療機関、公共施設、多くの人が立ち寄る場所、被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等人目を気にすることなく手に取りやすい場所に置いてもらうように地方公共団体に依頼。)	1,631	-	-	1,631	-	-	-	-	内閣府	89
Ⅱ	1	(3)	① ②	①市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。また、社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方について検討を推進する。 ②個々の被害者の保護、支援をより適切に行うため、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所等により、支援センターを中心とした協議会の活用を促進するほか、関係機関間の連携の具体的方法の検討・共有等により、個別事案の対応を含めた関係機関相互の連携体制の整備・強化に取り組む。	婦人保護事業	婦人保護事業は、売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること並びに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ることを目的としている。	婦人保護事業は、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子等の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。 平成29年度要求予算においては、配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するよう要求を行うとともに、婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当の改善を行うよう要求を行っている。	2,239,971千円 + 7,309,066千円の内数	-	-	2,264,449千円 + 16,642,616千円の内数	-	-	-	-	厚生労働省	90
Ⅱ	1	(3)	③	③加害者更生に関する取組は被害者(子供も含む。)の安全を確保するための手法としても有効であるとの認識に立ち、地域社会内での加害者更生プログラムの実態把握等これまでの調査研究結果を踏まえ、取組の具体化に向けた調査・検討を加速する。	諸外国における配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究	平成27年度に内閣府が実施した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書では、今後、日本における加害者プログラムの在り方を検討する際には、諸外国の先行事例を参考にしつつ、被害者に対する危険度等のアセスメントの導入や、加害者プログラムへの参加に係る法制度の在り方等について検討していくことが必要である旨の見解が示された。こうした状況を踏まえ、諸外国における加害者プログラムの実施基準及びリスクアセスメント指標を用いた機関間連携体制等について調査研究を行う。	検討委員会を設置し、海外調査及び文献・資料調査により、諸外国における加害者プログラムの実施基準及びリスクアセスメント指標を用いた機関間連携体制等について調査を行い、日本における加害者プログラムの在り方を検討する。調査研究報告書については、諸外国の加害者プログラムの実施状況等の周知を図るため、地方公共団体及び被害者支援団体に配布する。	-	-	-	7,258	-	-	-	-	内閣府	91

項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								担当府省庁	通し番号	
								関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他			
								28年度当初予算 (千円)	28年度一次補 正予算(千円)	28年度二次補 正予算(千円)	29年度予算要求 (千円)							
(4)女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり																		
Ⅱ	1	(4)	①		男女間における暴力に関する調査	男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に対応するためには、男女間における暴力の実態について、定期的・継続的な調査の実施が不可欠である。このため、平成11年度から3年毎に、全国の20歳以上の男女を対象にアンケート調査を実施している。平成29年度においても本調査を実施し、昨今の男女間における暴力の実態を明らかにすることを目的とする。	全国の20歳以上の男女5,000人を無作為抽出し、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等、男女間における暴力の実態に関するアンケート調査を行う。	-	-	-	15,646	-	-	-	-	内閣府	92	
Ⅱ	1	(4)	①		若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方に関する調査研究	近年、若年層を対象とした暴力が多様化しており、その実態把握とともに、若年層に対する啓発活動等が重要性を増している。こうした状況を踏まえ、若年層における性的搾取、とりわけ、いわゆるJKビジネスやアダルトビデオへの出演強要に関する被害実態を把握し、被害者に対する効果的な支援の在り方について検討するため、若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方に関する調査研究を行う。	若年層における性的搾取、とりわけ、いわゆるJKビジネスやアダルトビデオへの出演強要に関する被害実態について、被害者支援に実績のある民間支援団体の取組を通じて調査するとともに、有識者からなる検討会において、被害者が実態に即した支援を受けることができる効果的な支援の在り方について検討する。	-	-	-	16,385	-	-	-	-	内閣府	93	
Ⅱ	1	(4)	①		若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業	近年、若年層を対象とした暴力の多様化がみられ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。こうした状況を踏まえ、若年層に対して、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止することを目的とする。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とする、女性に対する暴力に関する研修を実施する。 若年層における多様な暴力の形態及び実態を把握するため事例収集・分析を行うとともに、若年層の被害実態に即した、若年層を対象とする予防啓発小冊子の作成を行う。	5,518	-	-	-	7,378	-	-	-	-	内閣府	94
Ⅱ	1	(4)	①		情報発信活動の推進及び防犯教室の実施	子供や女性を対象とする性犯罪等は、被害者等の心身に深い傷を残す卑劣な犯行であり、地域住民のみならず社会全体に大きな衝撃を与え、治安に対する著しい不安感を生じさせるものである。 子供や女性を守る取組として、犯罪に至らない段階での未然防止及び自衛意識の向上のための情報提供や防犯教育、自治体や民間団体が参加するネットワークとの協働による広報啓発活動等の推進に努めている。	○ 情報発信活動の推進 子供や女性を対象とする性犯罪の前兆と見られる声掛けや、つきまといの発生状況等について、各都道府県警察のホームページや不審者情報メール等を活用してタイムリーに発信することにより、被害防止に係る啓発を促している。 ○ 防犯教室の実施 企業や学校関係者と連携して防犯教室を開催し、犯罪被害の実態を踏まえた平素の防犯対策を始め、犯罪に遭遇した場合の対処方法や護身術等について実践的な防犯指導を行い、女性の防犯意識の向上を図っている。	-	-	-	-	-	-	-	都道府県警察における取組	警察庁	95	
Ⅱ	1	(4)	①		自撮り被害児童の心理特性に関する調査	児童ポルノ事犯は、平成27年における送致件数、被害児童数がいずれも統計を取り始めて以降最多となるなど深刻な情勢にある。特に、近年はだまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体をスマートフォン等で撮影させられ、メール等で加害者に送られる「自撮り」被害が増加傾向にあり、平成27年は被害児童数の約4割を占め、被害の防止対策が急務となっている。 このような状況を受け、自撮り被害児童の心理特性に関する調査を実施し、その結果を分析することにより、被害の防止施策に活用する。	全国の中高生・保護者及び自撮り被害に遭った児童・保護者を対象として自撮り被害に係る意識等の調査・集計を実施する。 調査後は、当該結果を分析し、非行防止教室等の被害防止施策で活用する。	-	-	-	-	35,842	-	-	-	-	警察庁	96
Ⅱ	1	(4)	①		① 暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。 被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。 児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。 児童の性的搾取等に係る対策を推進する。	児童買春・児童ポルノ防止のための広報啓発	児童買春事犯の被害児童数は、平成26年から増加に転じており、また、児童ポルノ事犯の被害児童数は、統計を取り始めた平成12年以降、最多となるなど深刻な情勢にある。 このような状況を受け、児童買春及び児童ポルノが児童の人権を侵害する悪質な犯罪であることを一般国民に周知することで、児童の性的搾取事犯から社会全体で児童を守る。	児童買春・児童ポルノ防止のための、一般向けの広報啓発用ポスターを作成し、全国の警察施設、駅等の公共施設の掲示板上に掲出するとともに、警察庁ホームページにも掲載する。	-	-	-	1,105	-	-	-	-	警察庁	97
Ⅱ	1	(4)	①		児童の性的搾取等に係る対策の基本計画の英訳	国際社会においては、国連特別報告者から訪日報告書の中で「娯楽産業において児童が性の商品として扱われている」と指摘されるなど、我が国における児童の性的搾取等に係る対策に対して厳しい目が向けられている。 一方、国内においては、平成28年4月以降、国家公安委員会が、児童の性的搾取等に係る対策に関し関係府省庁間の必要な総合調整等を行うこととなったところであり、これを受け28年4月以降、国家公安委員会は関係府省庁連絡会議を開催しており、28年度末には児童の性的搾取等に係る対策の基本計画を策定する予定である。 このような現状を受け、我が国における児童の性的搾取等に係る対策の基本となる前記計画を英訳し、同計画の内容を諸外国に向け発信することにより、児童の性的搾取等に係る対策に関し、国際社会での我が国に対する評価の向上を図る。	上記関係府省庁連絡会議において検討して犯罪対策閣僚会議において決定した児童の性的搾取等に係る対策の基本計画を英語に翻訳した上で公表し、諸外国に向け発信する。	-	-	-	640	-	-	-	-	警察庁	98	
Ⅱ	1	(4)	①		携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況の実態調査	インターネットに起因する犯罪から児童を守るためには、フィルタリングの利用率を高める必要がある。また、保護者が児童のスマートフォン等にフィルタリングを利用するのは任意であることから、全ての保護者に接触する携帯電話の契約現場において、保護者にフィルタリングの説明・推奨が適切になされることが重要である。 このような状況を受け、フィルタリング利用に係る実態調査を実施するとともに、結果等を広報啓発することで、国民のフィルタリングに対する関心を高める。	全国の携帯電話販売店から調査対象店舗を抽出してフィルタリング推奨状況の実態調査を行う。 調査結果からフィルタリング普及の阻害要因を把握し、今後の促進方策を検討・実施することにより、フィルタリングの一層の普及を図る。	-	-	-	7,808	-	-	-	-	警察庁	99	
Ⅱ	1	(4)	①		出会い系サイト及びコミュニティサイト利用等のインターネット利用に係る児童等の犯罪被害等を防止するための啓発資料の作成・配布	児童のスマートフォン所有率が上昇する一方、フィルタリング利用率の低調や、コミュニティサイトの利用に起因する犯罪被害児童数の増加等、児童を取り巻くインターネット利用に係る環境は極めて憂慮すべき状況にある。 このような状況を受け、スマートフォンに対応したフィルタリングの普及や児童のモラル教育の充実、広報啓発の推進を図ることで、コミュニティサイト利用等インターネット利用による犯罪被害等を防止する。	全国で発生している被害事例や非行事例を集約し、出会い系サイトやコミュニティサイト等のインターネット利用に係る犯罪被害等を防止するための各種リーフレットを作成し、各都道府県警察を通じて非行防止教室等の機会に活用・配布するとともに、警察庁ウェブサイトに掲載する。	3,086	-	-	-	3,086	-	-	-	-	警察庁	100

項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							担当府省庁	通し番号		
								関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求			その他	
								28年度当初予算(千円)	28年度一次補正予算(千円)	28年度二次補正予算(千円)	29年度予算要求(千円)							
Ⅱ	1	(4)	①		防犯教育の推進 (学校安全教室の推進)	車で連れ去られ監禁被害に遭う等、子供が登下校中に巻き込まれる事件・事故等が依然として発生しているため、学校における防犯教育を充実させ推進していく必要がある。	学校における防犯教室をはじめとする学校安全教室の講師となる教職員に対する講習会等を実施し、教職員の指導力の向上を図るとともに、小学校低学年向けリーフレットを作成・配布することによる効果的な防犯教育の推進を支援。	63,858の内数	-	-	-	56,916の内数	-	-	-	-	文部科学省	101
2. 女性活躍のための安全・安心面への支援																		
(1)ひとり親家庭等への支援																		
Ⅱ	2	(1)	①	①「ひとり親・多子世帯等自立応援プロジェクト」を着実に推進し、ひとり親のための相談窓口のワンストップ化を進めるほか、ひとり親の就業による自立を基本に、子育て・生活支援、子供の学習支援等を総合的に行う。また、養育費の履行を確保するため、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。さらに、児童扶養手当については、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図る観点から、引き続き所要の改善措置を検討する。	民事執行法制の見直し	平成15年の民事執行改正により創設された財産開示手続について、債務者財産に関する情報開示としての実効性が必ずしも十分でなく、利用件数もそれほど多いとはいえない実情にあるとして、この制度の在り方を見直す必要があるとの指摘がされていることに加え、平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」では、養育費の履行を確保するため、この制度について所要の検討をすることとされたことから、債務者財産の開示制度の実効性を向上させるなどの民事執行法制の見直しについての検討を行う。	法制審議会に、債務者財産の開示制度の実効性を向上させ、不動産競売における暴力団員の買受けを防止し、子の引渡しの強制執行に関する規律を明確化するなど、民事執行法制の見直しについて諮問する。	-	-	-	-	-	-	-	平成28年9月、法制審議会に諮問予定	法務省	102	
Ⅱ	2	(1)	①		ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト	近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化、不安・負担感が増大している。すべての子どもの安心と希望の実現に向け、政府全体として関係省庁が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策を講じるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を平成27年12月21日にとりまとめ、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実することとした。	平成29年度予算においては、ひとり親家庭等の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援(自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の支給)、養育費確保支援など、ひとり親家庭等の支援策を着実に実施する予定である。	199,349,165	-	-	-	207,858,123	-	-	-	-	厚生労働省	103
Ⅱ	2	(1)	②		出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン(生活保護受給者等就労自立促進事業の一部)	平成27年12月に閣議決定された「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」が示すように、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭が増加傾向にあることから、安定した就労による自立の実現が必要となっている。こうしたことから、ハローワークにおける支援内容を知らしめ、支援策のより一層の活用を図るため、多くのひとり親が来所する児童扶養手当の現況届の提出時期にあわせ、地方公共団体にハローワークの窓口を設置することで、児童扶養手当受給者を円滑にハローワークの就労支援につなげる。	8月の児童扶養手当の現況届けの提出の時期に合わせ、地方公共団体にハローワークの臨時相談窓口を設置する他、既にハローワークの常設窓口が設置されている場合は、常設窓口への児童扶養手当受給者の誘導を強化する。また、キャンペーンの周知用チラシを地方公共団体から児童扶養手当受給者への郵送物に同封してもらう等、集中的に配布する。	6,247,821の内数	-	-	-	6,357,073の内数	-	-	-	-	厚生労働省	104
Ⅱ	2	(1)	②	②「ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン」を強化し、地方公共団体の福祉事務所等におけるハローワーク相談窓口の設置拡充を進めるほか、ひとり親への専門的な相談体制を拡充する等の取組を進める。	ひとり親家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン～(助成金の活用・拡充関係)	○結婚、育児等で離職し長期のキャリアブランクがあるひとり親の中には、再就職に当たって、まずは試行的な雇用(有期雇用)を希望する者が一定程度いるため、試行的な雇用が有効である。 ○加えて、試行雇用から長期雇用につなげる道を広げることが重要である。 ○また、キャリアアップ助成金の活用による正社員転換等も引き続き重要である。	平成28年度から、ひとり親について、試行的な雇用から長期雇用につなげる道を広げるため、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とする。また、非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。	35,108,700千円 + 81,199,039千円の内数	-	-	-	49,228,747千円 + 83,642,257千円の内数	-	-	-	-	厚生労働省	105
Ⅱ	2	(1)	②		マザーズハローワーク事業	本格的な人口減少時代に対応し、活力ある社会を維持するために、女性労働力の活用、特に出産・子育て等で離職した者への再就職支援が喫緊の課題となっている一方、「就業構造基本調査」では、就業を希望しながら求職活動を行っていない12歳未満の子どもを持つ女性が約137万人いると推計されており、そのような子育て女性等の再就職を促進する。 また、全国母子世帯等調査では母子世帯数が123.8万世帯と、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭は増加傾向にあり、自立支援の充実が課題とされていることから、マザーズハローワークにおけるひとり親支援の体制の充実を行う。	子育て中の女性等を対象に、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人の確保等、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。母子家庭の母等に対しては、専門相談員を配置し、就職支援の強化を図っている。	3,029,437	-	-	-	3,448,805	-	-	-	-	厚生労働省	106
Ⅱ	2	(1)	③	③「子供の未来応援国民運動」について、個人、企業等の協力による「子供の未来応援基金」を通じて、ひとり親家庭も含め、貧困家庭における子供に対する草の根レベルでの支援を広げるなど、官公民の応援ネットワークを更に充実させる。	子供の未来応援国民運動の推進	「貧困の世代間連鎖の解消等を目指し、政府は「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)等に基づき、子供の貧困対策を総合的に推進している。 内閣府では、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進することとされており、平成27年10月「子供の未来応援国民運動」を始動させた。	支援情報の一元的な集約・提供(各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備)、企業等による支援活動とNPO等の支援ニーズのマッチング事業、「子供の未来応援基金」によるNPO等への支援などを通じて、国民の幅広い理解と協力の下に官公民の連携・協力プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」を促進する。	90,724	-	-	-	189,069	-	-	-	「子供の未来応援基金」における民間資金の活用	内閣府	107
Ⅱ	2	(1)	④	④全国で最もひとり親家庭の割合が高い沖縄において、地域の実情を踏まえた支援員の配置・子供の居場所づくり等の貧困家庭への支援を、モデル的・集中的に実施する。	沖縄子供の貧困緊急対策事業	沖縄の子供を取り巻く環境は、一人当たりの県民所得が全国最下位であり、母子世帯の出現率が全国一位であるなど、全国と比較して特に深刻な状況である。 沖縄の将来を担う子供達の貧困は、子供の生活と成長に様々な影響を与えるとともに、貧困の連鎖により沖縄の社会全体に影響を与えることから、国が主導して、緊急的・モデル的に支援員の配置と子供の居場所づくりを行うこととした。	○子供の貧困対策支援員の配置 市町村において、子供の貧困に関する各地域の状況を把握し、支援を要する子とその世帯を関係機関につなぐ役割を担う「子供の貧困対策支援員」を配置する。 ○子供の居場所の運営支援 市町村及び県において、子供が安心して過ごせる居場所の運営を支援する。 ○事業の成果の分析・評価・普及 沖縄県において、事業の成果を分析・評価し、好事例の普及を図る。	1,000,000	-	-	-	1,102,467	-	-	○	-	内閣府	108
(2)被災地への支援																		
Ⅱ	2	(2)	①	①「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、被災者への支援や地域のコミュニティ形成の取組、産業・生業の再生や「新しい東北」の各種取組等と連携し、事例の収集・作成やパネルディスカッション・フォーラムの開催等を通じて、活躍する女性を支援するとともに、復興のあらゆる場・組織への女性の参画拡大を通じて、復興過程における男女共同参画を一層推進する。	復興における男女共同参画の視点からの取組事例の収集・公表及び被災地における男女共同参画の視点の浸透活動	「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針及び第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性に対する理解を促進・浸透することを目的とする。	復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例などを収集し、公表するとともに、被災地等において、パネルディスカッション・シンポジウム・ワークショップの開催、研修会での講演などの、男女共同参画の視点を持つことの必要性を理解してもらうための具体的な取組を実施。 また、2016年6月には、 ・「東日本大震災5周年復興フォーラム」において、被災地で活躍する女性企業家にフォーカスし、ブース出展や、総理大臣と女性企業家の方々と企業経営における女性ならではの視点」をメインに座談会を実施。 ・「交流ミーティングin東京 ～「新しい東北」を創る人々～」の「女性活躍DAY」において、復興と女性の関わり等についてのパネルディスカッション等を実施。	-	-	-	-	-	-	-	-	・男女共同参画の視点から復興に資する事例集の作成・公表。 ・被災地の自治体等のニーズに応じたワークショップ等の浸透活動の実施。	復興庁	109

項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								担当府省庁	通し番号	
								関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他			
								28年度当初予算(千円)	28年度一次補正予算(千円)	28年度二次補正予算(千円)	29年度予算要求(千円)							
Ⅱ	2	(2)	②	② 平成28年(2016年)熊本地震により、避難生活に起因するストレスの高まりなどから、女性が様々な不安・悩み等を抱えたり女性に対する暴力が懸念されることから、地方公共団体の相談支援機関による対応に係る援助に努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等を活用し、避難所における女性や子育て世帯のニーズに配慮するなど、男女共同参画の視点からの災害対応をより一層推進する。 また、男女共同参画の視点から、被災地におけるニーズ等を速やかに把握するとともに、避難所運営等、被災者支援に資する情報提供の充実を図る。	男女共同参画の視点による熊本地震対応状況調査	第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)では地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することとしている。 平成28年熊本地震では、男女共同参画の視点や意見の反映等について、様々な場面において、問題点や課題が指摘されている。 そのため、震災後速やかに本調査を行い、被災地における地方公共団体、民間団体等の震災時の対応状況等の把握や各種事例を集積し、男女共同参画の視点に基づいてそれらの分析・検討を行うことにより、今後我が国で起こりうる災害に対する防災施策に早急に反映する。	熊本地震の発生に伴い、被災地熊本における地方公共団体、民間団体等の震災時の対応状況(避難所運営、支援機関との連携)等を把握するためアンケート調査、インタビュー調査を行う。また有識者による検討会を設置し調査事項の検討、結果の分析を行う。	-	-	8,066	-	-	-	-	-	内閣府	110	
3. ライフイベントや性差に即した支援の強化																		
(1)女性の健康、妊娠、出産、育児、介護の支援の推進																		
Ⅱ	3	(1)	①	① 女性の活躍にあたっては、性差に応じた的確な医療を受けることが必要であることから、女性の健康について総合的に診察できる医師の育成に向けて、女性の健康・性差医療に関連する事項を医学教育において更に推進するよう働きかけるとともに、専門医養成に向けた取組の充実等を図る。 また、女性の健康支援に関し、女性の心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性を踏まえた調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発する。	医学教育における女性の健康・性差医療に関する事項の推進	平成27年12月25日に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」に基づき、包括的な健康支援のための体制の構築に向けて、女性の健康の包括的支援等に係る積極的な取組を促進するため、関係者等へ働きかけを行う。	医学教育関係者が集まる全国会議等で、当該施策に係る積極的な取組推進の周知を図る。	-	-	-	-	-	-	-	-	関係者会議等で周知	文部科学省	111
Ⅱ	3	(1)	①		女性の健康の包括的支援総合研究	これまで、我が国における女性の健康に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開されてきている。また、女性の健康に関する研究においても、これまでは妊娠・出産や疾病等に着目して行われてきた。 このため、女性の身体はライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面も含めた生涯に渡る包括的な支援は十分に行われていない状態であることから、女性の心身の特性を踏まえた、科学的エビデンスに基づく、包括的で統合的な支援体制を構築する必要がある。	女性の健康の包括的支援のため、以下の研究を行う。 ・女性の健康の包括的支援のための情報収集・情報発信と医療提供体制等に関する研究 ・女性ホルモンに着目した疫学研究や介入研究を用いた予防法の開発 等	167,957	-	-	227,357	-	-	-	-	-	厚生労働省	112
Ⅱ	3	(1)	②		企業における不妊治療と仕事の両立の支援に関する好事例の周知・啓発	個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、不妊治療と仕事の両立を支援する企業の好事例を周知・啓発する。	不妊治療に特化した休暇取得制度等、企業における不妊治療と仕事の両立を支援する好事例について、男女共同参画局のウェブサイト上で紹介する。	-	-	-	-	-	-	-	-	ウェブサイト上での周知・啓発	内閣府	113
Ⅱ	3	(1)	②	② 個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう、不妊治療に係る経済的負担の軽減、不妊・不育の専門の相談体制の充実等を図るとともに、治療と仕事の両立を支援する企業の事例等を周知・啓発する。	不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。	○ 対象治療法 体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。) ○ 対象者 ① 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦 ② 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦 ○ 給付の内容 ① 1回15万円(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円) ② ①のうち初回の治療に限り30万円まで助成 ③ 精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)を行った場合は15万円まで助成 ※②、③については平成27年度補正予算により拡充し、平成28年度においても引き続き実施している。通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは6回(40歳以上であるときは通算3回)まで ○ 所得制限 730万円(夫婦合算の所得ベース)	18,482,878の内数	-	-	20,323,419の内数	-	-	-	-	-	厚生労働省	114
Ⅱ	3	(1)	②		不妊専門相談センター事業(不育症専門相談窓口)	不妊に関する相談指導や不妊治療に関する正確な情報提供等を行い、不妊・不育に悩む方に対する適切な相談支援体制の構築を図る。	・不妊・不育について悩む夫婦に対し、専門的知識を有する医師、心理に関して知識を有する者等が、医学的な相談や心の悩み等について相談指導や、診療機関毎の不妊治療の実施状況などに関する情報提供を実施するとともに、不妊相談を行う専門相談員の研修等を実施するもの。	18,482,878の内数	-	-	20,323,419の内数	-	-	-	-	-	厚生労働省	115
Ⅱ	3	(1)	②		不妊治療と仕事の両立に関するリーフレットによる周知・啓発	雇用保険法等の一部を改正する法律案の国会審議や、当法律案に係る附帯決議(平成28年3月)において、不妊治療と仕事の両立について指摘がなされている。 また、本年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、不妊治療をしながら働いている方の実態調査を行うこととされており、不妊治療と仕事の両立についての対策が求められている。	不妊治療と仕事の両立に関するリーフレット「従業員が希望する妊娠・出産を実現するために」を、労働局雇用環境・均等部(室)が企業訪問する際に配布したり、労働局HPに掲載するなどし、企業における不妊治療と仕事の両立支援の取組について周知を図る。	-	-	-	-	-	-	-	-	不妊治療と仕事の両立に関するリーフレット「従業員が希望する妊娠・出産を実現するために」の配布等を通じて、企業における不妊治療と仕事の両立支援の取組について周知を図る。	厚生労働省	116
Ⅲ 女性活躍のための基盤整備																		
1. 子育て基盤等の整備																		
(1)待機児童解消に向けた子育て基盤の整備																		
Ⅲ	1	(1)	①	① 少子化社会対策大綱に基づき、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め1兆円程度の財源を確保し、子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」を確実に行う。	子ども・子育て支援新制度の実施	子ども・子育て新制度については、社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)(平成24年6月15日自民党・公明党・民主党)において、「幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円程度の財源が必要」とされており、消費税財源から確保する0.7兆円程度の必要額、及び更なる「質の向上」を実施するための0.3兆円超の財源を確保し、「量的拡充」及び「質の向上」を着実に実施していく。	・保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」) ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)	748,193,967	-	-	748,193,967+事項要求	-	○	○	-	内閣府	117	

項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段				担当府省庁	通し番号					
								関係予算						法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	
								28年度当初予算 (千円)	28年度一次補 正予算(千円)	28年度二次補 正予算(千円)	29年度予算要求 (千円)							
Ⅲ	1	(1)	②	② 待機児童解消を目指すための保育の受け皿50万人分の拡大に対応して平成29年度末までに必要となる保育人材9万人程度の確保に向け、一定要件を満たせば返済不要となる修学資金貸付や就職準備金の貸付により、保育士の新規資格取得者や再就職者を増やすとともに、安定財源を確保しながら、保育士の処遇改善等を含めた総合的な保育人材確保策に取り組む。また、保育士の負担軽減やチーム保育に取り組む保育所への支援を行う。	・国家戦略特別区域限定保育士事業 ・都市公園占用保育所等施設設置事業	国家戦略特別区域限定保育士事業は、保育士不足を解消するため、特区内の都府県等が行う国家戦略特別区域限定保育士試験の合格者が、3年間は各当該都道府県等の区域内で勤務することを条件とした「地域限定保育士」の資格を付与し、通常の保育士試験に加えた複数回の試験を実施しやすくするもの。 都市公園占用保育所等施設設置事業は、待機児童の解消に資するため、都市公園における保育所等を設置するための都市公園の占用を認めることにより、用地不足に悩む都市部において保育所設置を促進するもの。	○国家戦略特別区域限定保育士事業 保育人材の確保に向けて、都道府県等が保育士試験を年間2回行うことを促すため、3年間当該区域内のみで保育士と同様の資格として適用する「地域限定保育士」の資格を付与する。 ○都市公園占用保育所等施設設置事業 保育等の福祉サービスの需要に対応するため、都市公園内に保育所等の社会福祉施設の設置を可能化。	-	-	-	-	-	-	-	○国家戦略特別区域限定保育士事業 保育士不足解消のため、国家戦略特区の枠組みを活用し事業を推進。 ○都市公園占用保育所等施設設置事業 都市部における保育ニーズに対応するため、待機児童の解消に向け、引き続き国家戦略特区の枠組みを活用し事業を推進。	内閣府	118	
Ⅲ	1	(1)	②	さらに、国家戦略特区において、地域限定保育士事業を活用した保育士の確保促進や、用地確保が困難な地域における都市公園内の保育所設置の特例を活用した保育所整備に取り組む。	保育士修学資金貸付等事業	保育士資格の新規取得者の確保や離職者の再就職支援も含めた総合的な対策を講じることにより、保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材の確保を図る。	・保育士修学資金貸付 指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、5年間勤務した場合、返還を免除する。 ・就職準備金貸付 潜在保育士が再就職する際の就職準備金を貸し付け、2年間勤務した場合、返還を免除する。 (二次補正) 再就職支援のための就職準備金の倍増を行う予定。	-	-	11,198,132 の内数	-	-	-	-	-	厚生労働省	119	
Ⅲ	1	(1)	③	③ 夜勤等により様々な時間帯に働く従業員のニーズに対応するため、改正後の子ども・子育て支援法に基づき、企業による柔軟な事業所内保育の整備(5万人分)や、ベビーシッター派遣サービスの利用を支援する。	仕事・子育て両立支援事業	25～44才の女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分としたところ。うち5万人分の保育の受け皿整備の支援及び従来の子ども・子育て支援に加え、夜間・休日のほか短時間の非正規社員など多様な働き方に対応した仕事と子育ての両立に対する支援を行う。	・事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設し、運営に係る経費及び約5万人の受け皿整備に伴う整備費、改修費の一部を支援する。 ・多様な働き方をしている労働者を念頭に、子育てしやすい環境づくりのため、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育ての両立支援による離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する。	80,033,320	-	-	132,182,705	○	○	○	-	内閣府	120	
(2)家事・子育て・介護支援の充実																		
Ⅲ	1	(2)	①	① 社会全体で子育てに取り組むため、男性の家事・育児への参画が容易となる、従来からの家事負担が軽減され、また、子育てをしやすい商品・サービスの開発・促進に企業が積極的に関与することを目的とする企業コンソーシアムの組成を支援するとともに、開発された商品・サービスの普及を支援する。	子ども・子育てを社会全体で受け入れる運動論	女性の活躍を阻害している要因には、家事・育児が社会において家庭の工夫で行うものと考えられており、家庭の負担がなかなか減っていないことがあると考えられる。また、女性の家事・育児負担を減らしていくためには男性が家事・育児等に主体的に参加することが必要であるが、家事・育児が未だに女性のものと考えられており、男性が家事・育児をしやすいようなサービス・商品が少なく、男性が家事・育児に参加しづらい状況が社会が作り出している。 こうした社会の意識を変えていくためには、社会を構成する重要な構成員である企業の活力をうまく活用していくことがカギとなる。企業にとっても、女性の活躍や子育て支援という面で、企業のビジネスと両立し得るようなサービス・商品を作り出していくことができれば、企業に求められる社会的貢献とビジネス上の利益の双方を実現することができ、望ましい。 家事・育児を家庭で女性だけが担うものではなく、男性や、社会全体とも分かち合っていくような社会環境を作り、男女双方を含めた社会全体の意識を変革していくこと目指していく。	子育てをしやすいような商品・サービス、家事負担を軽減するような商品・サービスを社会全体で増やしていく。 ・男性を含めたロールモデルの発信 ・商品・サービスの広報(共通マークの付与等) ・商品・サービスの開発・促進 等	-	-	-	-	-	-	-	-	子育てをしやすいような商品・サービス、家事負担を軽減するような商品・サービスを社会全体で増やしていく。	経済産業省	121
Ⅲ	1	(2)	②	② 仕事と家事等の両立支援だけではなく、女性が活躍する分野としての観点も含め、共働き世帯等の民間家事支援サービス利用の喚起や、家事支援サービスにおける担い手の確保を図るため、サービスの利用者や求職者のニーズ・条件等を調査分析し、ミスマッチの解決方法を検討の上、家事支援サービスの活用促進策を実施する。また、国家戦略特区における家事支援外国人受入事業の活用を図る。	国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業	「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」は、国家戦略特区の区域内において外国人材が炊事、洗濯、掃除、買物等の家事支援サービスを提供することにより、女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応等を図ることを目的に実施するもの。	本事業は、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」を定めた区域計画が内閣総理大臣に認定された場合に、国と地方自治体とで構成する第三者管理協議会による管理体制の下、受入企業に雇用され利用世帯において家事支援サービスを提供する外国人材の入国、在留を認めるもの。	-	-	-	-	-	-	-	-	国家戦略特別区域計画の認定	内閣府	122
Ⅲ	1	(2)	②		民間人材サービス活用検討事業(家事支援サービス分野)	共働き世帯の増加により、家事支援サービスのニーズは増加しているが、サービスの利用が普及していない。一方で、家事支援サービスの担い手は人手不足状況にある。その背景には、求人者側において、家事支援サービスの利用モデル・料金等のイメージが知られていないこと等、求職者側においては、他人の家庭に入っていくことへの抵抗感や、比較的高い賃金水準であることが知られていない等の要因が考えられる。 こうした家事支援サービスの需要側・供給側それぞれが、十分に顕在化していない要因について調査分析を行うとともに、ミスマッチの原因、解決方法を検討した上で、その結果を民間人材サービスの更なる工夫等に活用し、労働市場における需給のミスマッチの解消及び働く女性の家事負担軽減を図る。	平成28年度は、家事支援サービス利用者・未利用者等に対する調査を実施し、調査結果の分析・検討の結果を踏まえたパンフレット等を作成し、これらを活用したガイダンス等を開催予定。 平成29年度は、家事支援サービス利用者へのヒアリングを行い、家事支援サービス利用の好事例を収集し、ハンドブックを作成、全国の民間人材サービス事業者へ配布を行うとともに、ガイダンス等を開催する予定。	21,270	-	-	21,249	-	-	-	-	-	厚生労働省	123
Ⅲ	1	(2)	③	③ 国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における妊娠、出産、育児等に係る申請手続などの子育て関連の申請等手続について、その手続を希望する者が、必要書類をそろえて地方公共団体の窓口へ赴くことや書類の郵送をすることなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで一括して手続が行えるよう、マイナンバー制度を用いてオンラインで一括して手続が行えるよう、マイナンバー制度を活用したサービスのワンストップ化について検討を行い、地方の情報提供ネットワークシステムの運用開始(平成29年7月)以降、速やかに実現する。その際、子供の健診や予防接種等のタイミングに合わせて個別に通知を送る仕組み等についても併せて検討する。	参考:「子育てワンストップサービス」の検討	(参考) 我が国で進む超少子高齢社会の諸課題の解決のため、特に、「一億総活躍」、「女性活躍推進」等の実現のための具体的な取組として、マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革を検討。妊娠、出産、育児等に係る、国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における子育て関連の申請等手続について、マイナンバーカードを用いてオンラインで一括して手続きを行うことができるよう検討。	(参考) マイナンバー制度を活用した子育て関連のサービスのワンストップ化をタスクフォース等で検討を行い、関係府省庁と連携し、地方公共団体の情報提供ネットワークシステムの運用が開始される平成29年7月以降、速やかに実現。	-	-	-	-	-	-	-	-	(参考) 平成28年3月から子育てワンストップタスクフォースにて検討	内閣官房	124
Ⅲ	1	(2)	③		公的個人認証サービス活用推進事業	「日本再興戦略2016」に基づき、平成29年7月からのマイナポータルの本格運用開始に向けて、子育て関連の申請に関するワンストップサービスを速やかに実現する必要がある。	平成29年7月に本格稼働開始予定のマイナポータルと連携した子育て支援ワンストップサービスを着実かつ速やかに提供し、子育て世代の暮らしを支える環境整備等を通じて一億総活躍社会の実現を加速する。 具体的には、マイナンバーカード1枚で保育所利用申請手続が完了するためのセキュアな認証連携や企業・自治体の生産性向上のための電子私書箱機能(雇用証明データの自治体ごとのフォーマットへの変換機能及び属性認証機能等)のあり方等に係る技術面・運用面の検証を実施。	350,000の内数	-	740,000	-	-	-	-	-	-	総務省	125

項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							担当府 省庁	通し番 号	
								関係予算				法令・制 度改正	税制改 正要望	機構定 員要求			その他
								28年度当初予算 （千円）	28年度一次補 正予算（千円）	28年度二次補 正予算（千円）	29年度予算要求 （千円）						
Ⅲ	1	(2)	④	④大学等において女性が子育てをしながら学習・研究しやすい環境を整備するため、大学と地方公共団体等が連携した保育施設や保育サービスの提供に関する先進事例の把握や実証的検証等を通じて、大学等における保育環境整備の仕組みづくりのモデルを構築し、全国に普及させるとともに、学びから就労への円滑な移行など、保育環境整備とキャリア形成支援の一体的な推進等について検討する。	男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業	「女性活躍加速のための重点方針2016」において、大学等において女性が子育てをしながら学習・研究しやすい環境を整備するため、大学と地方公共団体等が連携した保育施設や保育サービスの提供に関する先進事例の把握や実証的検証等を通じて、大学等における保育環境整備の仕組みづくりのモデルを構築し、全国に普及させるとともに、学びから就労への円滑な移行など、保育環境整備とキャリア形成支援の一体的な推進等について検討することとされている。 また、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポンー億総活躍プラン」においては、若者へ職業や家庭、将来について実践的に考える機会を提供するため、実践的教材を用いた学習の実施などを推進するとされている。	大学等において女性が子育てをしながら学ぶことのできる環境を整備するため保育環境のモデルの構築を進めるとともに、若者がライフイベントを踏まえた上で進路や就労の選択を行えるよう、男女共同参画の視点に立ったライフプランニング支援の推進を図るなどのキャリア形成支援を推進する。	-	-	-	44,012	-	-	-	-	文部科学省	126
Ⅲ	1	(2)	⑤	⑤ 妊娠・出産・子育てに関する知識や各種の支援制度等について必要な情報が得られるよう、「子育て世代包括支援センター」について、市町村での設置の努力義務等の法定化を盛り込んだ児童福祉法等改正法案の早期成立を図り、全国展開して総合的相談支援を提供する。また、出産後の復職・再就職や仕事と子育ての両立に関する知識が得られるよう、「仕事と育児カムバック支援サイト」を通じた情報提供や相談支援を行う。	子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する「子育て世代包括支援センター」については、平成27年度より子ども子育て支援新制度に基づく利用者支援事業を活用して実施してきたところであり、同センターの設置根拠を法律上明確に位置づけること等により、全国展開に向けた取組を実施する。	第190回国会において、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）が平成28年5月27日に成立し、同年6月3日に公布され、同法において母子保健法を改正し子育て世代包括支援センターの法定根拠を設けた（平成29年4月1日施行）。 また、同センターの平成32年度末までの全国展開に向けて、支援対象者の評価や支援内容等に係るガイドラインの作成に向けた取組等を行うこととしている。	98,175,565の内数（内閣府予算）	-	-	98,175,565の内数（内閣府予算） ＋事項要求	○	-	-	-	厚生労働省	127
Ⅲ	1	(2)	⑤		仕事と育児カムバック支援サイト	働き続けたいという意欲を持ちながらも、出産・育児を機に退職せざるを得ない女性が依然としており、我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮するためには更なる環境整備が必要となっている。 このため、育児休業取得や、育児等を理由とする離職により、一定期間にわたり仕事から離れていた労働者が復職するに当たり、職場復帰への不安を解消し、職業能力の維持回復を図る取組を行う。	育児休業からの円滑な職場復帰、また育児等を理由に一旦退職したものの仕事と育児を両立しつつ、再就職することを希望する方を支援するため、「仕事と育児カムバック支援サイト」を運営し、メール相談や育児休業の取得・復帰に役立つ情報や地域の再就職のためのセミナー情報などの情報提供を行う。	136,000の内数	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省	128
Ⅲ	1	(2)	⑥		地域医療介護総合確保基金	団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題である。このため、消費税増収分等を活用した財政支援制度（本基金）を平成27年度に創設し、各都道府県に設置することとしたところであり、各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施する。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、各都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。 ○地域密着型サービス施設等整備助成事業 ○介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 等	42,290,000	-	-	42,290,000＋事項要求	-	-	-	-	厚生労働省	129
Ⅲ	1	(2)	⑥		介護福祉士修学資金等貸付制度におけるおける再就職準備金貸付事業の拡充	○「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護の受け皿を38万人分以上から50万人分以上へ拡大することに伴い、2020年代初頭までに25万人の介護人材の確保に取り組む必要があり、「ニッポンー億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）では、対応の方向性として、「介護福祉士を目指す学生・生徒が、一定期間就労した場合に返還を免除する修学資金貸付制度や、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の再就職準備金貸付制度を充実する。大都市、被災地等の人材確保が特に困難な地域で、新たに開設する介護施設等については、人材確保が施設整備の妨げとならないよう、再就職準備金貸付制度の活用を図る。」とされている。 ○ このため、介護福祉士修学資金等貸付制度における再就職準備金貸付事業の拡充を図る。	大都市、被災地等の人材確保が特に困難な地域において、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の再就職準備金貸付制度の活用を図るため、貸付額の上乗せや貸付対象者の要件緩和を行う。	-	-	997,740	-	-	-	-	-	厚生労働省	130
Ⅲ	1	(2)	⑥	⑥ 「介護離職ゼロ」の実現を目指し、2020年代初頭までに介護の受け皿の整備量を50万人分以上に拡大する。また、介護人材25万人の確保に向け、一定要件を満たせば返済不要となる介護福祉士を目指す学生への修学資金等の貸付や潜在介護人材への再就職準備金の貸付を充実させるとともに、介護人材の待遇改善や介護サービスの生産性向上等により、総合的な人材確保対策に取り組む。	介護人材の処遇改善	介護人材の処遇について、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポンー億総活躍プラン」に基づき、平成29年度（2017年度）からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行う。 〈参考〉「ニッポンー億総活躍プラン」（抜粋）（平成28年6月2日閣議決定） 「介護人材の処遇については、競合他産業との賃金差がなくなるよう、平成29年度（2017年度）からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行う。この際、介護保険制度の下で対応することを基本に、予算編成過程で検討する。なお、障害福祉人材の処遇についても、介護人材と同様の考え方に立って予算編成過程で検討する。」	●「未来への投資を実現する経済対策」（抜粋）（平成28年8月2日閣議決定） 「介護保険制度の下で、介護人材の処遇については、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を平成29年度（2017年度）から実施する。このための予算措置を平成29年度（2017年度）当初予算に計上し、かつ、継続して実施する。また、処遇改善を平成30年度（2018年度）介護報酬改定を待たずして平成29年度（2017年度）から遺漏なく実施するため、保険料の上昇回避のための財政安定化基金への特例的積増しなど、所要の措置をあらかじめ講じる。障害福祉人材の処遇についても、介護人材と同様の考え方に立って対応する。」	-	-	-	事項要求	○	-	-	-	厚生労働省	131
Ⅲ	1	(2)	⑥		介護ロボット開発等加速化事業	一億総活躍社会の実現に向けた取組である「介護離職ゼロ」を目指すためには、必要な介護サービスを確保する観点から、介護職員の労働負担を軽減し、生産性の向上に資する取組が重要である。 近年、介護職員の労働負担の軽減に資する介護ロボットが開発されているが、その開発・普及の加速化に向けて、介護現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の開発など、各段階で必要な支援を行う。	(1) ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置 開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。 (2) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業 介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及や啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。 (3) 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業 介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。	304,627	-	-	304,142	-	-	-	-	厚生労働省	132
Ⅲ	1	(2)	⑥		介護ロボットの導入支援及び導入効果実証研究事業	一億総活躍社会の実現に向けた取組である「介護離職ゼロ」を目指すためには、必要な介護サービスを確保する観点から、介護職員の労働負担を軽減し、生産性の向上に資する取組が重要である。 近年、介護職員の労働負担の軽減に資する介護ロボットが開発されているが、こうした介護ロボットの導入を推進するため、介護施設等への導入支援を行うとともに、導入した場合の介護業務の効率化・負担軽減効果について実証検証を行う。	○ 介護現場や民間企業などの関係者で構成する「介護ロボット導入効果検証委員会（仮称）」を立ち上げ、介護ロボットの導入により期待できる介護の負担軽減効果等を検証するための実証計画を策定する。 ○ 実証計画に基づき、介護施設等に介護ロボットを導入するとともに、導入効果のデータを測定・収集するため、介護ロボットを活用した場合・しない場合の介護業務についてタイムスタディ等を実施する。 ○ 対象機器は、開発重点5分野（①移乗支援、②移動支援、③排泄支援、④見守支援、⑤入浴支援）を基に選定する。 ○ 得られたデータについて「介護ロボット導入効果検証委員会（仮称）」において分析・検証を行う。	-	-	402,773	-	-	-	-	-	厚生労働省	133

項目				重点方針2016該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								担当府省庁	通し番号
								関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他		
				28年度当初予算(千円)	28年度一次補正予算(千円)	28年度二次補正予算(千円)	29年度予算要求(千円)										
Ⅲ	1	(2)	⑥		ICTの活用等による効果的・効率的なサービス提供の支援事業	○一億総活躍プランにおいて、「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護サービスを支える人材確保に向けた取組として、ICTの活用によるペーパーレス化による文書量の半減などが盛り込まれている。 ○規模の大きい介護事業所では、ICTを活用したペーパーレス化等による業務効率化を図り、生産性向上に向けた取組が進められているが、規模の小さい介護事業者についてもICTの普及による生産性向上に向けた取組を推進することが必要である。	規模の小さい事業者を対象として試行的事業を行い、その成果を集約して横展開を図る	-	-	-	232,000	-	-	-	-	厚生労働省	134
2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備																	
(1) 税制・社会保障制度等の見直し																	
Ⅲ	2	(1)	①	① 女性の就業調整等につながる可能性のある税制や社会保障制度等について、働きたい人が働きやすい中立的なものとなるよう検討を進め、下記のとおり取組を進める。 ・税制については、平成27年11月に政府税制調査会において取りまとめられた「論点整理」等を踏まえ、個人所得課税における諸控除の在り方の見直しについて、幅広く丁寧な国民的議論を進めていく。 ・社会保障制度については、年金機能強化法による平成28年10月からの大企業における被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の適用拡大に加え、平成28年10月の施行に合わせて中小企業にも適用拡大の途を開くための制度的措置を講ずるとともに、平成28年10月の適用拡大の施行の状況、就労実態や企業への影響等を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進めていく。その際、就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金引上げや、本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことを通じて、人材確保を図る事業主を支援するキャリアアップ助成金が十分に活用されるよう周知徹底を図る。 ・国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、人事院に対し検討を要請しており、その検討結果を踏まえ、速やかに対処する。 ・民間企業における配偶者手当についても、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。	女性が働きやすい制度等への見直し	『『日本再興戦略』改訂2014』では、「働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し」として、税制、社会保障制度、配偶者手当等について総合的に検討することとされた。これを踏まえ、26年10月、経済財政諮問会議で各制度について議論を行い、内閣総理大臣から、関係大臣に対して総合的に具体的取組の検討を進めるよう指示するとともに、人事院にも国家公務員の配偶者手当について検討するよう要請した。女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。	税制については、「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)」(平成26年11月7日政府税制調査会取りまとめ)や「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」(昨年11月13日政府税制調査会取りまとめ)を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進める。 社会保障制度については、本年10月からの大企業での短時間労働者への適用拡大の施行を円滑に進めるとともに、中小企業にも適用拡大の途を開くための制度的措置を盛り込んだ法案を第190回国会に提出し、継続審査となっている。また、年金機能強化法附則第2条に基づき、更なる適用拡大について、平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとしている。また、短時間労働者について週所定労働時間を延長したことにより被用者保険が適用された場合に、当該措置を講じた事業主に対して支給する助成金を拡充し、当該助成金が十分に活用されるよう周知を図る。 国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、平成28年8月の人事院勧告において、平成29年4月1日から段階的に配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額するなど、扶養手当の見直しを行う、と勧告されたことを踏まえ、速やかに対処する。民間企業における配偶者手当についても、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。	41,045,208の内数	-	-	63,067,920の内数	○	-	-	有識者会議にて議論	内閣府、内閣人事局、人事院、総務省、財務省、厚労省	135
(2) 旧姓の通称としての使用の拡大																	
Ⅲ	2	(2)	①	① 住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める。 また、国家公務員の旧姓使用が可能となる範囲の拡大を検討するとともに、地方公務員が旧姓使用しやすくなるよう地方公共団体に働きかける。	通称使用の現状と課題に関する調査	社会において、旧姓を通称として使用しながら活動する女性が増加している中、様々な活動の場面で旧姓を通称としてより使用しやすくなるよう、制度の周知を含め、通称使用の拡大の取組を進める。	国家公務員の旧姓使用が可能となる範囲の拡大を検討するとともに、民間企業等における通称使用の状況等を踏まえ、公的証明書や各種国家資格における通称使用の現状と課題についても調査検討を行う。	11,374	-	-	-	-	-	-	-	内閣府	136
Ⅲ	2	(2)	①	さらに、通称使用の実態、公的証明書や各種国家資格制度における現状と課題について調査検討を行い、その結果を踏まえ、企業や団体等への働きかけを含め、必要な取組を進める。	マイナンバーカード等への旧姓併記等の推進	政府は、誰もが活躍できる一億総活躍社会を創るための大きな目標である「希望出生率1.8」の実現に向け、「女性活躍」を中核と位置付け取り組むこととしている。そのため、女性の一人ひとりが自らの希望に応じて活躍できる社会づくりが重要であるとし、希望する者に係るマイナンバーカード等への旧姓の併記等を可能とするもの。	希望する者に係るマイナンバーカード等への旧姓の併記等を可能とするよう、関係法令の改正を行うとともにシステム改修等を行う。	-	-	9,378,763	344,434	○	-	○	-	総務省	137